

第4期京丹波町障害福祉計画

**「みとめあい、ささえあい、
自分らしく生きる京丹波町」**

平成27年3月

京丹波町

◇目 次◇

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 障害者の状況とサービス利用の状況	4
1 障害者の状況	4
2 サービス支給決定及び受給の状況	12
3 第3期障害福祉計画における障害福祉サービスの進捗状況	14
4 地域生活支援事業の進捗状況	18
5 アンケート調査の概要	21
第3章 計画の基本方針	30
1 計画の基本理念	30
2 基本的視点	30
第4章 地域生活及び一般就労への移行の成果目標	31
1 成果目標の設定についての考え方	31
2 成果目標の設定	32
第5章 障害福祉サービスの見込み及び確保方策	36
1 サービス見込み量の設定と考え方	36
2 訪問系サービス	36
3 日中活動系サービス	38
4 居住系サービス	40
5 相談支援・地域移行支援・地域定着支援	40
第6章 地域支援事業の見込み及び確保方策	42
1 必須事業	42
2 任意事業	47
第7章 障害児支援の見込み及び確保方策	49
第8章 計画の推進に向けて	51
1 住民・事業所・関係機関との連携	51
2 進行管理体制の確立	51
3 計画の点検・評価の方策	51
資料編	53
1 京丹波町地域自立支援協議会設置要綱	53
2 京丹波町地域自立支援協議会委員名簿	55
3 計画策定経過	56

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

国の障害者施策においては、平成24年の「第3期障害福祉計画」策定以後も様々な法改正がなされています。

平成25年12月には国会で「障害者権利条約の批准」についての承認がなされ、平成26年1月に「障害者権利条約」の締結国となりました。

障害福祉計画の根拠法であった障害者自立支援法が平成25年4月に改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が成立、施行され、基本理念として「共生社会の実現」が盛り込まれました。また、難病や発達障害等が新たに障害に加わるなど、障害に対する範囲が拡大され、障害福祉サービスの対象ともなりました。

さらに、「障害者虐待防止法」の施行や「障害者差別解消法」の公布、「障害者優先調達法」の施行、「障害者の雇用の促進に関する法律の一部改正法」の公布、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部改正法の施行など、障害者の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるための法改正が矢継ぎ早に行われてきました。

(2) 本町の計画策定の目的

本町においても、このような法改正や制度の見直しに呼応して、平成19年3月に「京丹波町障害者基本計画」を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の基本理念のもと、施策の充実を図り、推進してきました。

その結果、障害者への理解がより深まり、障害者施設の整備も徐々に進み、障害者自身の社会参加もより活発になるなど、施策の成果を得ることができました。しかしながら、この間にも、社会生活環境は大きく変化し、地域の少子高齢化がより進むなか、情勢に応じた的確な対応が求められています。

今後も、国の動向や、障害者総合支援法を受けた国の基本指針を踏まえ、京都府の障害者計画などとの整合性に留意しつつ、障害者（児）が住み慣れた地域で、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本町の実態に即した障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の方策を定め、施策を展開していくため、本計画を策定するものです。

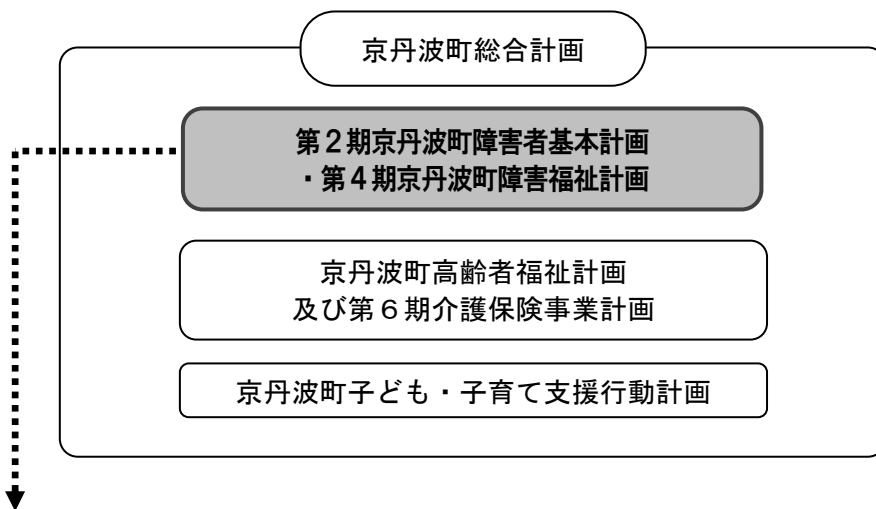
2 計画の位置づけ

第4期京丹波町障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に定める市町村障害福祉計画であり、第2期京丹波町障害者基本計画を上位計画として、その基本理念を実現するための具体的な実施計画に位置づけます。

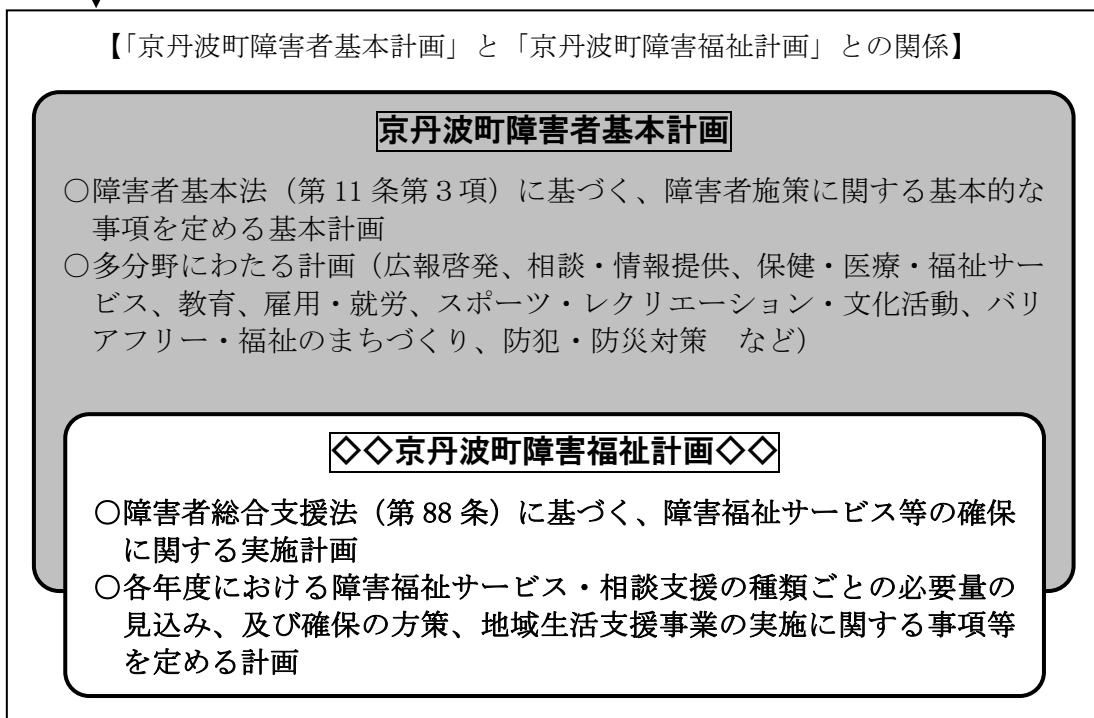
また、本計画は、本町のまちづくりのマスタープランである「京丹波町総合計画」の部

門別計画として、障害者の総合的な保健・福祉施策について目標を掲げることにより、計画の確実な推進を図るものであり、その推進にあたっては、「京丹波町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」、「京丹波町子ども・子育て支援行動計画」など、その他関連計画との整合性を図ります。

【計画の位置づけ】

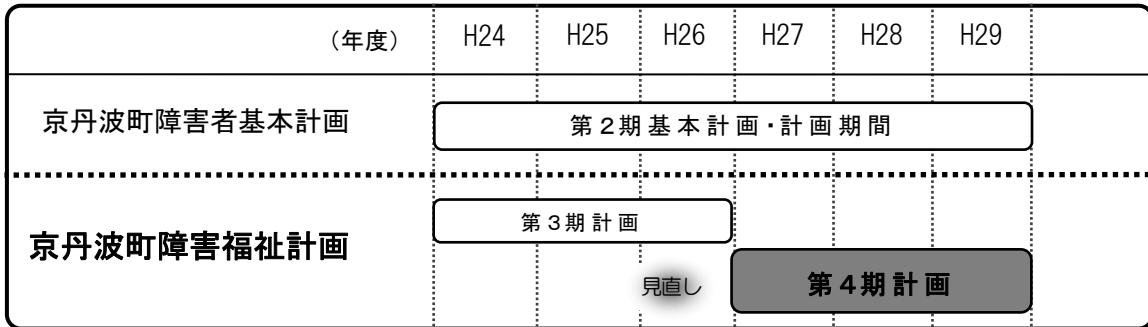


【「京丹波町障害者基本計画」と「京丹波町障害福祉計画」との関係】



3 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成29年度までとします。



4 計画の策定体制

(1) 京丹波町地域自立支援協議会の開催

本計画策定にあたっては、京丹波町地域自立支援協議会設置要綱に基づき、学識経験者、障害福祉関係者、町民等から選出された委員による「京丹波町地域自立支援協議会」を開催し、幅広い意見の反映に努めました。

(2) 障害者（児）の現状を把握するためのアンケート調査の実施

障害者（児）の地域移行や一般就労の促進などに向け、障害者（児）のニーズを把握し、障害福祉サービスなどの計画的な基盤整備を進めるため、平成26年10月に「京丹波町障害福祉計画策定のためのアンケート調査」を行い、調査結果を計画策定の基礎資料としました。

(3) 事業所、関係機関・団体等へのヒアリングの実施

上記（2）のアンケート調査に加え、障害者施策の方向性を検討する基礎資料とするため、平成26年11月に「障害者関係事業所、障害者相談支援機関等へのヒアリング調査」を実施し、京丹波町内の事業所、関係機関・団体等の意見聴取に努めました。

第2章 障害者の状況とサービス利用の状況

1 障害者の状況

〔1〕人口と障害者（児）・手帳所持者数の推移

身体障害者・知的障害者・精神障害者の手帳所持者推移をみると、全体的に増加傾向にあります。平成25年度の所持者数をみると、身体障害者手帳が1,306人、療育手帳が166人、精神障害者保健福祉手帳が111人となっています。平成21年度と比較すると、身体障害者手帳は34人増、療育手帳は17人増、精神障害者保健福祉手帳は35人増となっています。

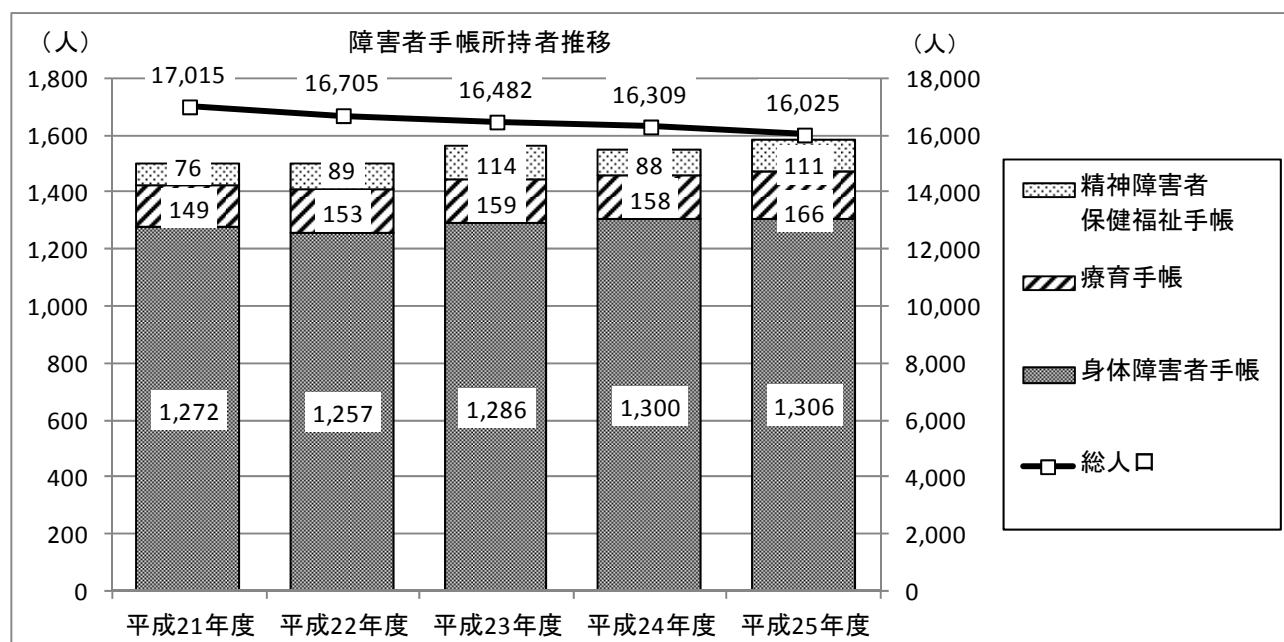
【障害者手帳所持者の状況】

(単位：人・%)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総人口		17,015	16,705	16,482	16,309	16,025
身体障害者手帳	人数	1,272	1,257	1,286	1,300	1,306
	構成比	7.5	7.5	7.8	8.0	8.1
療育手帳	人数	149	153	159	158	166
	構成比	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0
精神障害者 保健福祉手帳	人数	76	89	114	88	111
	構成比	0.5	0.5	0.7	0.5	0.7
障害者手帳所持者総数		1,497	1,499	1,559	1,546	1,583
総人口に占める 障害者手帳所持者の割合		8.8	9.0	9.5	9.5	9.9

資料：総人口は住民基本台帳（各年度10月1日現在）、手帳所持者数（各年度3月末日現在）は保健福祉課

※構成比は総人口に占める割合



〔2〕障害別・等級別障害者の状況

（1）身体障害者

① 年齢別

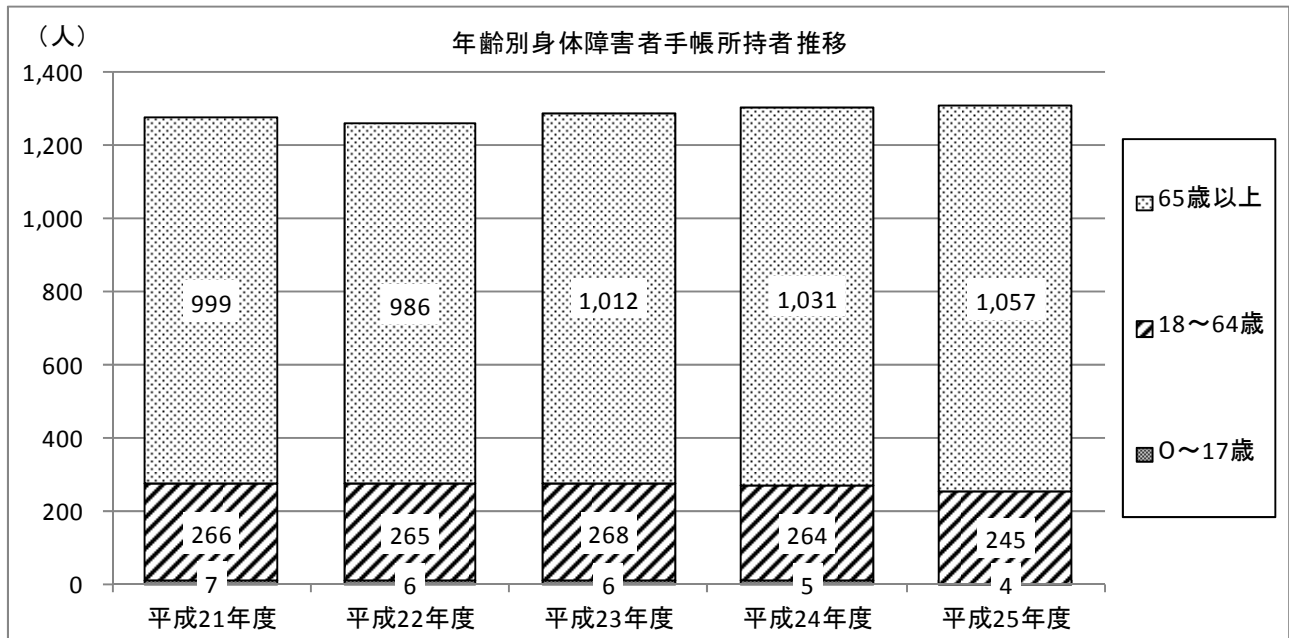
身体障害者手帳の所持者数を年齢別にみると、18歳未満と18～64歳で減少傾向にあり、65歳以上では横ばい状態です。平成25年度末時点で、手帳所持者の80.9%の方が65歳以上であり、手帳所持者の高齢化が進んでいます。

【身体障害者手帳所持者の状況（年齢別）】

（単位：人・％）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0～17歳	人数	7	6	6	5	4
	構成比	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3
18～64歳	人数	266	265	268	264	245
	構成比	20.9	21.1	20.8	20.3	18.8
65歳以上	人数	999	986	1,012	1,031	1,057
	構成比	78.5	78.4	78.7	79.3	80.9
合計		1,272	1,257	1,286	1,300	1,306

資料：保健福祉課（各年度3月末日現在）



② 等級別

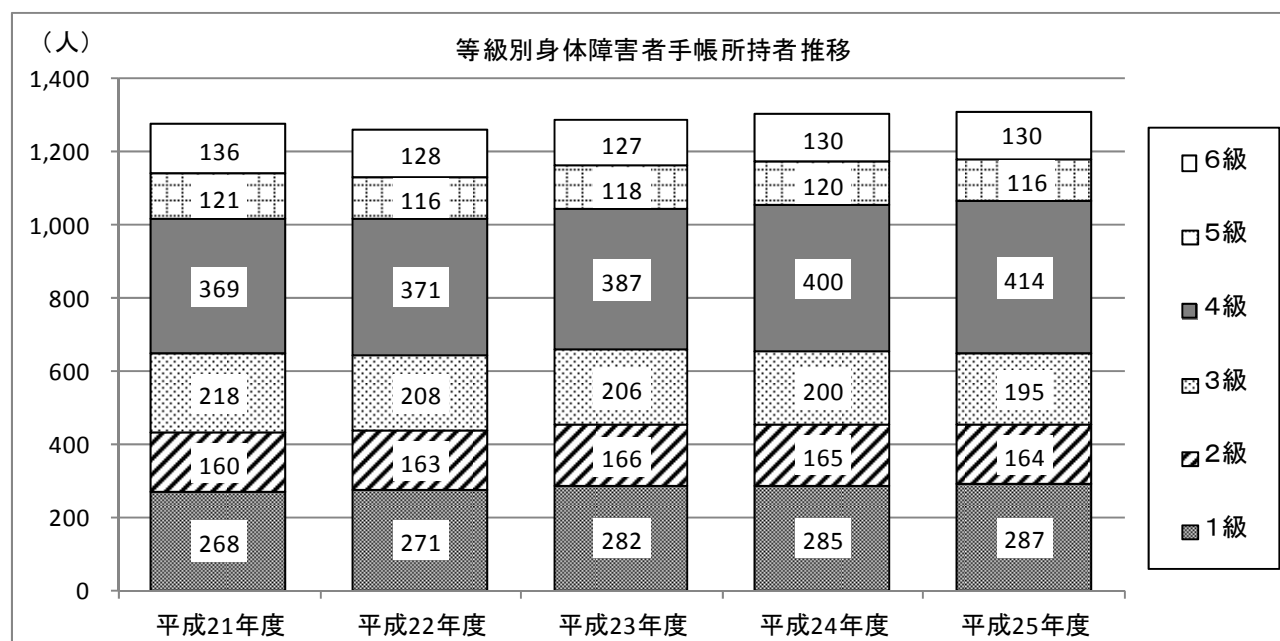
障害の等級別構成をみると、いずれの年度も4級が多く、次いで1級が多くなっています。

【身体障害者手帳所持者の状況（等級別）】

（単位：人・％）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	人数	268	271	282	285	287
	構成比	21.1	21.6	21.9	21.9	22.0
2級	人数	160	163	166	165	164
	構成比	12.6	13.0	12.9	12.7	12.6
3級	人数	218	208	206	200	195
	構成比	17.1	16.6	16.0	15.4	14.9
4級	人数	369	371	387	400	414
	構成比	29.0	29.5	30.1	30.8	31.7
5級	人数	121	116	118	120	116
	構成比	9.5	9.2	9.2	9.2	8.9
6級	人数	136	128	127	130	130
	構成比	10.7	10.2	9.9	10.0	10.0
合計		1,272	1,257	1,286	1,300	1,306

資料：保健福祉課（各年度3月末日現在）



③ 障害部位別

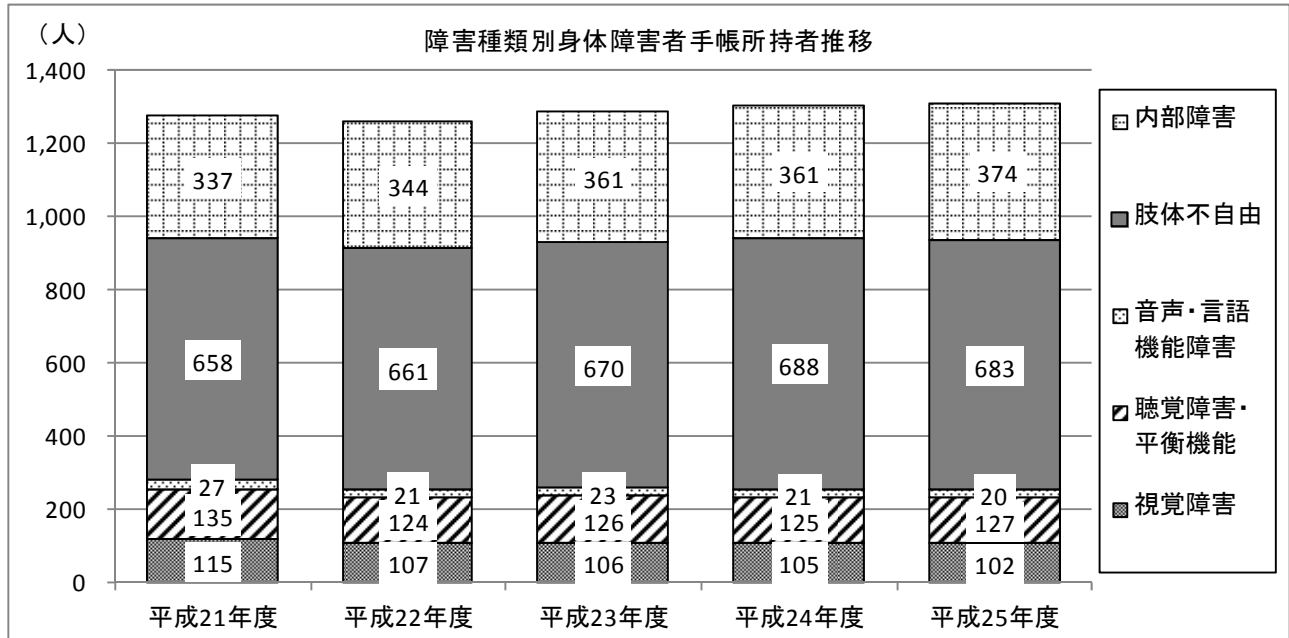
身体障害者手帳所持者の障害部位別の構成をみると、肢体不自由の割合がいずれの年度も最も多く、次いで内部障害が多くなっています。

【身体障害者手帳所持者の状況（障害種類別）】

(単位：人・%)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
視覚障害	人数	115	107	106	105	102
	構成比	9.0	8.5	8.2	8.1	7.8
聴覚障害・ 平衡機能	人数	135	124	126	125	127
	構成比	10.6	9.9	9.8	9.6	9.7
音声・言語 機能障害	人数	27	21	23	21	20
	構成比	2.1	1.7	1.8	1.6	1.5
肢体不自由	人数	658	661	670	688	683
	構成比	51.7	52.6	52.1	52.9	52.3
内部障害	人数	337	344	361	361	374
	構成比	26.5	27.4	28.1	27.8	28.6
合計		1,272	1,257	1,286	1,300	1,306

資料：保健福祉課（各年度3月末日現在）



(2) 知的障害者の状況

① 年齢別

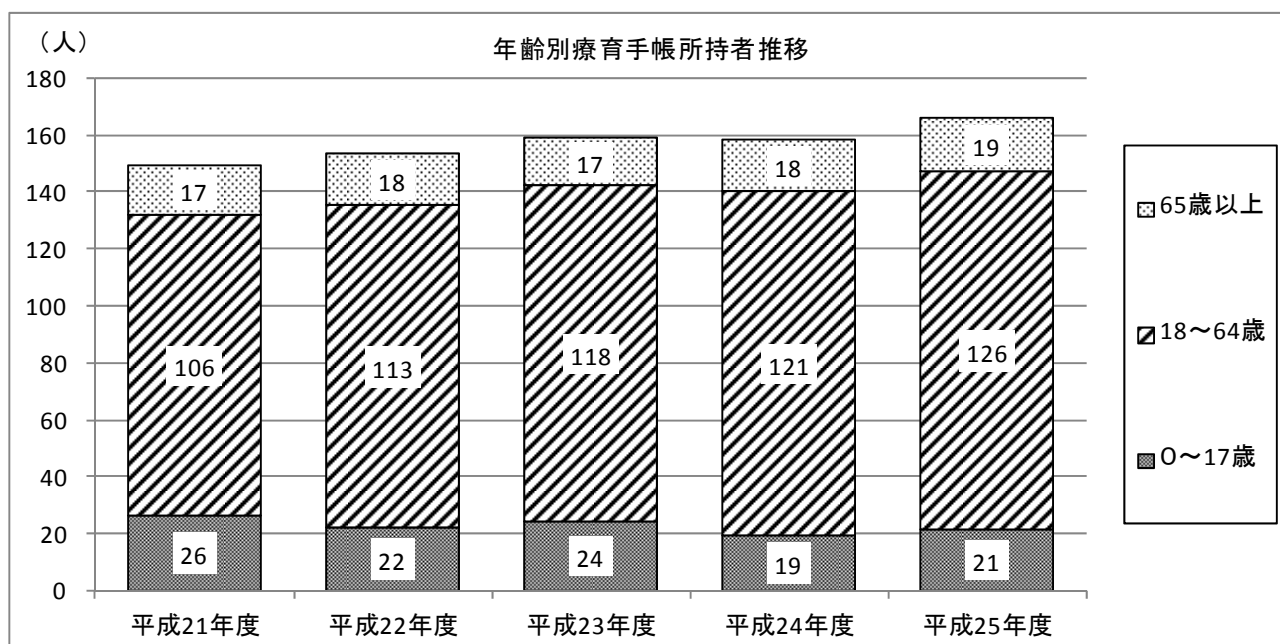
療育手帳所持者数は年々増加し、平成25年度は18歳未満が21人、18歳以上が145人で、計166人となっています。平成21年度に比べ17人増、1.11倍の伸びとなっています。今後、手帳保持者の高齢化が懸念され、地域で生活していく上での体制整備が求められます。

【療育手帳所持者の状況（年齢別）】

(単位：人・%)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0～17歳	人数	26	22	24	19	21
	構成比	17.4	14.4	15.1	12.0	12.7
18～64歳	人数	106	113	118	121	126
	構成比	71.1	73.9	74.2	76.6	75.9
65歳以上	人数	17	18	17	18	19
	構成比	11.4	11.8	10.7	11.4	11.4
合計		149	153	159	158	166

資料：保健福祉課（各年度3月末日現在）



② 判定区分別

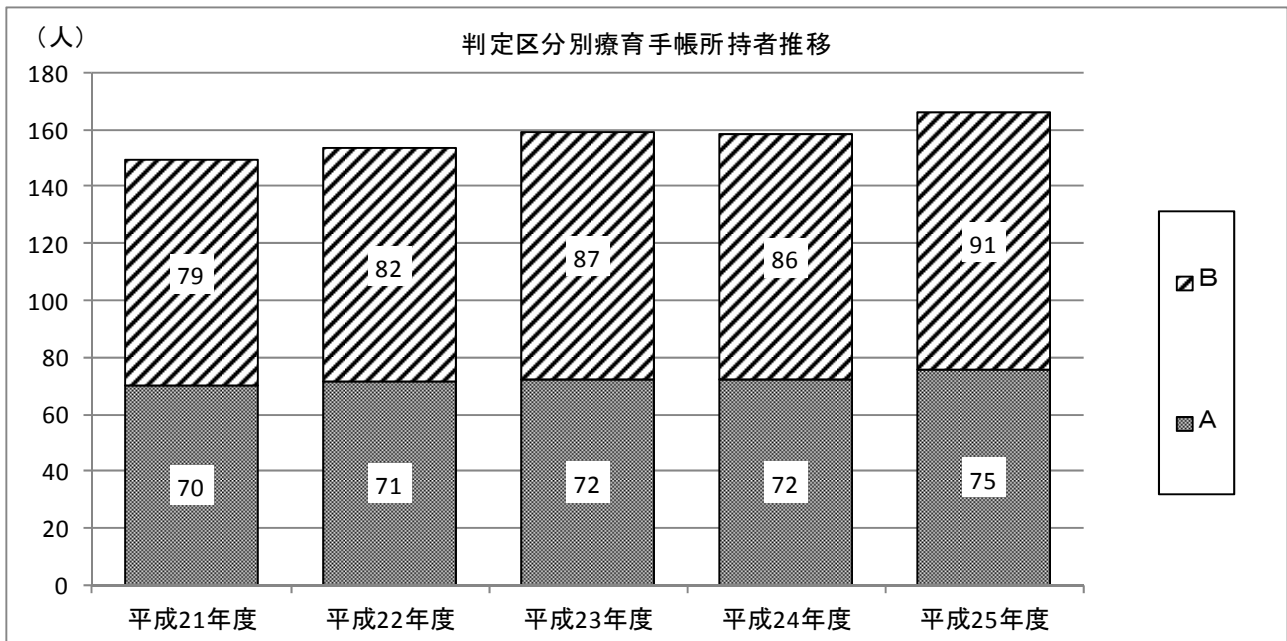
判定区分別の構成をみると、平成25年度はA（重度）が75人、B（中・軽度）が91人となっています。平成21年度と比べると、Aは5人増、Bが12人増となっています。

【療育手帳所持者の状況（判定区分別）】

（単位：人・％）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A（重度）	人数	70	71	72	72	75
	構成比	47.0	46.4	45.3	45.6	45.2
B（中度・軽度）	人数	79	82	87	86	91
	構成比	53.0	53.6	54.7	54.4	54.8
合計		149	153	159	158	166

資料：保健福祉課（各年度3月末日現在）



(3) 精神障害者等の状況

① 等級別

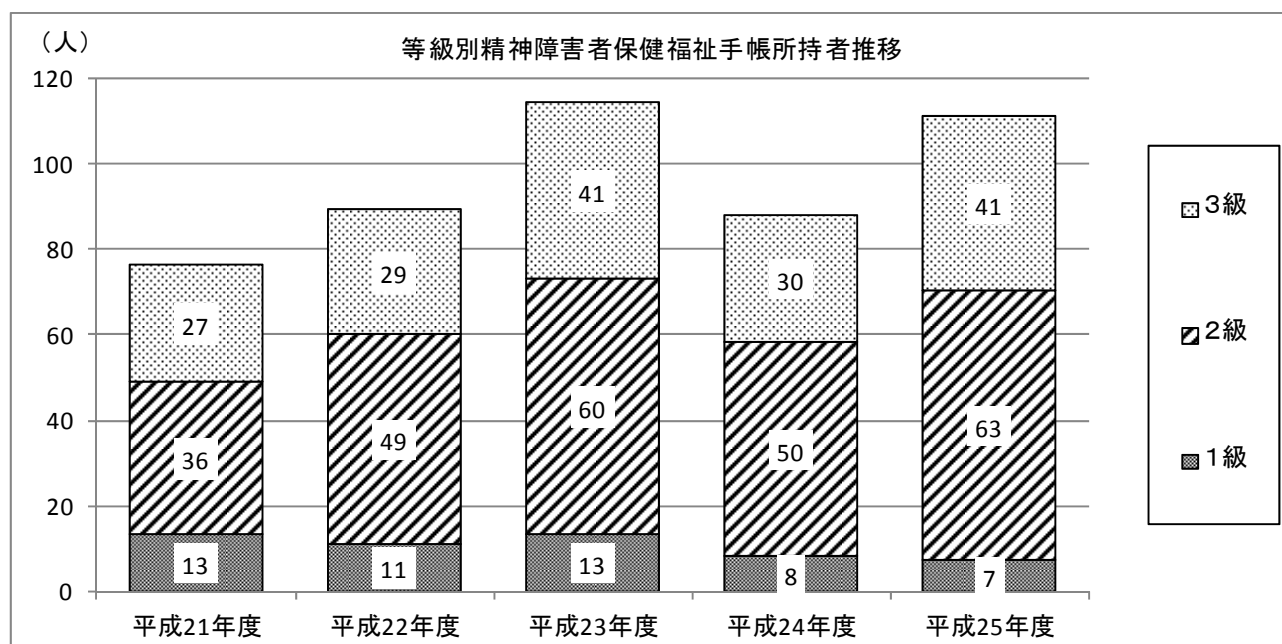
精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成21年度と比べると35人増、1.46倍の伸びとなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（等級別）】

(単位：人・%)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	人数	13	11	13	8	7
	構成比	17.1	12.4	11.4	9.1	6.3
2級	人数	36	49	60	50	63
	構成比	47.4	55.1	52.6	56.8	56.8
3級	人数	27	29	41	30	41
	構成比	35.5	32.6	36.0	34.1	36.9
合計		76	89	114	88	111

資料：保健福祉課（各年度3月末日現在）



② 障害者自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

障害者自立支援医療受給者数は増加傾向にあり、平成25年度で280人となっています。平成21年度に比べ139人増、1.98倍の伸びとなっています。

【障害者自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況】

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
障害者自立支援医療受給者	141	181	222	250	280

資料：保健福祉課（各年度3月末日現在）

(4) 難病患者（特定疾患医療受給者）等の状況

① 特定疾患医療受給者の状況

特定疾患受給者は増加傾向にあり、平成25年度で124人となっています。平成21年度に比べ25人増、1.25倍の伸びとなっています。

【特定疾患医療受給者の状況】

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特定疾患医療受給者	99	104	114	119	124

資料：京都府 南丹保健所（各年度3月末日現在）

② 疾患別の特定疾患医療受給者の状況

図表 疾患別の特定疾患医療受給者の状況

(単位：人・%)

	人数	割合
神経・筋疾患	39	31.5
免疫疾患	20	16.1
消化器疾患	26	21.0
循環器呼吸器疾患	13	10.5
血液疾患	4	3.2
皮膚・結合組織疾患	0	0
骨・関節系	14	11.3
視覚系	3	2.4
内分泌疾患	2	1.6
その他	3	2.4
合計	124	100

資料：京都府 南丹保健所（平成26年3月末日現在）

2 サービス支給決定及び受給の状況

近年のサービス支給決定者数は、全体で、平成21年の123人から平成26年の171人へと年々増加しています。また、受給者数についても、平成21年の107人から平成26年には143人と36人（33.6%）の増となっています。

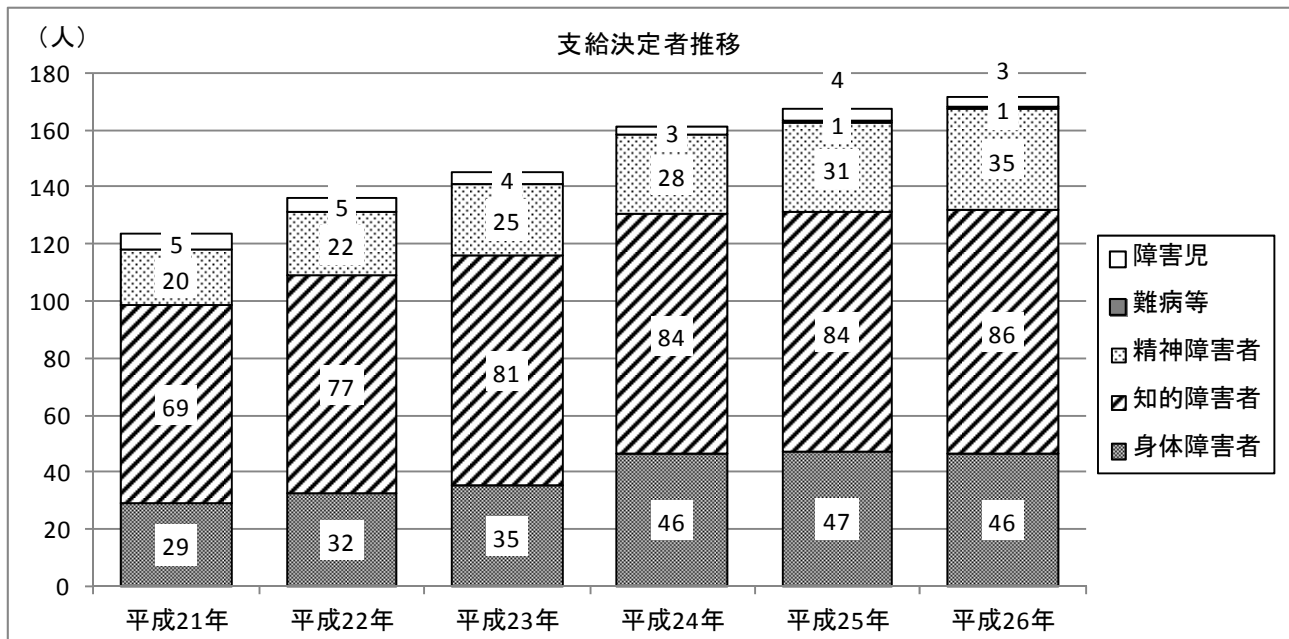
障害別には、身体・知的・精神のいずれも増加傾向を示していますが、精神障害者の支給決定者数、受給者数が伸びています。

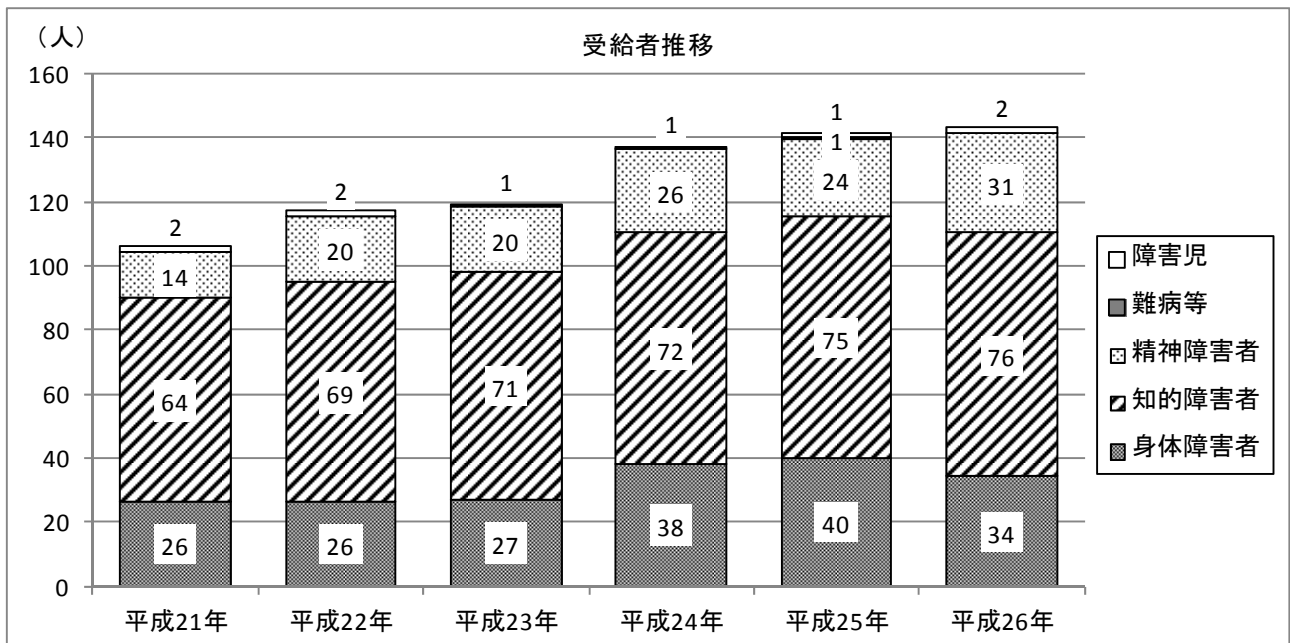
【支給決定者数の推移】（各年10月現在）

（単位：人）

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
全 体	支給決定者	123	136	145	161	167	171
	受給者	107	121	118	137	141	143
身体障害者	支給決定者	29	32	35	46	47	46
	受給者	26	26	27	38	40	34
知的障害者	支給決定者	69	77	81	84	84	86
	受給者	64	69	71	72	75	76
精神障害者	支給決定者	20	22	25	28	31	35
	受給者	14	20	20	26	24	31
難病等	支給決定者	-	-	-	-	1	1
	受給者	-	-	-	-	1	0
障害児	支給決定者	5	5	4	3	4	3
	受給者	2	2	1	1	1	2

資料：保健福祉課





受給者の障害支援区分は、全体では「区分なし」が50人(29.2%)と最も多く、次いで「区分6」が37人(21.6%)、「区分3」が29人(17.0%)となっています。

障害別には、「区分なし」を除くと、「身体障害者」と「知的障害者」は「区分6」がそれぞれ17人、20人と最も多く、「精神障害者」では「区分3」が9人と最も多くなっています。

【受給者の障害支援区分】(平成26年10月現在)

(単位：人)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	全体	区分なし	合計
全 体	8	13	29	21	13	37	121	50	171
身体障害者	2	5	5	4	2	17	35	11	46
知的障害者	5	5	14	16	10	20	70	16	86
精神障害者	1	3	9	1	1	0	15	20	35
難病等	0	0	1	0	0	0	1	0	1
障害児	0	0	0	0	0	0	0	3	3

資料：保健福祉課

※「区分なし」は、障害児、訓練等給付(自立訓練、就労系サービス、グループホーム)利用者です。

3 第3期障害福祉計画における障害福祉サービスの進捗状況

(1) 訪問系サービス

訪問系サービス全体の利用者数は、この3年間では、計画値を下回っていますが、利用時間数は、いずれの年度も計画値を大きく上回る実績を示しています。利用の内訳をみると、「居宅介護」の利用がほとんどを占めていますが、「同行援護」、「行動援護」についても、継続的な利用があります。

「重度訪問介護」「重度障害者等包括支援」については、利用はありませんでした。

【訪問系サービスの利用状況】（各年10月現在）

サービス名	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)
訪問系サービス 全体	人分/月	30	28	93.3	35	26	74.2	40	23	57.5
	時間分/月	378	633.2	167.5	409	639.7	156.4	440	555.5	126.2
居宅介護	人分/月	—	24	—	—	22	—	—	23	—
	時間分/月	—	571.7	—	—	563.2	—	—	555.5	—
重度訪問介護	人分/月	—	0	—	—	0	—	—	0	—
	時間分/月	—	0	—	—	0	—	—	0	—
同行援護	人分/月	—	3	—	—	3	—	—	2	—
	時間分/月	—	60.5	—	—	72.5	—	—	32	—
行動援護	人分/月	—	1	—	—	1	—	—	0	—
	時間分/月	—	1	—	—	4	—	—	0	—
重度障害者等 包括支援	人分/月	—	0	—	—	0	—	—	0	—
	時間分/月	—	0	—	—	0	—	—	0	—

※第3期計画では、訪問系サービスで個別の計画値がなかったため、利用実績のみ記載しています。

(2) 日中活動系サービス

「生活介護」は、利用者数、利用日数ともに、計画値を上回っています。

「自立訓練（機能訓練）」は、利用実績がありませんでした。

「自立訓練（生活訓練）」は、平成24年度は利用がみられましたが、25年度以降は利用がありません。

「就労移行支援」は、平成25年度、平成26年度に利用があります。

「就労継続支援A型」は、町内に事業所が開設されたことにより、利用者数、利用日数ともに、計画値を上回る実績を示しています。

「就労継続支援B型」は、計画値を下回っていますが、利用者数はほぼ横ばい、利用日数は減少傾向となりました。

「療養介護」は、計画通りの推移を示しています。

「短期入所」は、年度によってばらつきがあり、生活実態に応じて、必要な時に利用されている状況がうかがえます。

【日中活動系サービスの利用状況】（各年10月現在）

サービス名	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)
生活介護	人分/月	60	64	106.6	61	66	108.1	62	64	103.2
	人日分/月	1140	1340	117.5	1159	1415	122.0	1178	1300	110.3
自立訓練 (機能訓練)	人分/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人日分/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人分/月	1	1	100.0	1	0	0	1	0	0
	人日分/月	21	8	38.1	21	0	0	21	0	0
就労移行支援	人分/月	0	0	0	1	1	0	1	1	0
	人日分/月	0	0	0	21	20	0	21	20	0
就労継続支援 (A型)	人分/月	6	7	116.6	7	8	114.2	8	9	112.5
	人日分/月	120	155	129.1	140	171	122.1	160	170	106.3
就労継続支援 (B型)	人分/月	45	39	86.6	46	38	82.6	47	39	82.9
	人日分/月	720	721	100.1	736	663	90.0	752	610	81.1
療養介護	人分/月	4	4	100.0	4	4	100.0	4	4	100.0
短期入所	人分/月	8	6	75.0	9	3	33.3	10	4	40.0
	人日分/月	30	27	90.0	33	15	45.4	37	30	81.0

(3) 居住系サービス

「共同生活援助（グループホーム）」については、制度改正に伴い「共同生活介護（ケアホーム）」と一元化されたため、大幅な伸びを示していますが、従前のケアホーム利用者と合わせるとほぼ計画どおりとなっています。

また、「施設入所支援」は、平成 25 年度に計画値を上回りましたが、その他の年度は、ほぼ計画値とおりの実績を示しています。

【居住系サービスの利用状況】（各年 10 月現在）

サービス名	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)
共同生活援助 (グループホーム)	人分/月	1	1	100.0	2	1	50.0	3	12	400.0
共同生活介護 (ケアホーム)	人分/月	8	8	100.0	9	9	100.0	10	0	0
施設入所支援	人分/月	35	35	100.0	35	39	111.4	36	37	102.7

※共同生活介護（ケアホーム）は、平成 26 年 4 月から共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

(4) 相談支援

「計画相談支援」については、平成 24 年度、平成 25 年度は利用がありませんでしたが、障害福祉サービスの利用にあたって、順次サービス等利用計画の作成を推進しており、平成 26 年度は実人数 33 人の利用となる見込みです。

今後は、利用者全員の計画相談支援の実施が求められており、大きな増加が見込まれますが、計画相談支援の推進には、相談支援事業者、相談支援専門員の確保が課題となります。

「地域移行支援」、「地域定着支援」は、平成 25 年度に 1 名の利用がありました。

【相談支援の利用状況】（各年 10 月現在）

サービス名	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)
計画相談支援	延べ利用者数	35	0	0	36	0	0	37	35	97.3
地域移行支援	利用者数	1	0	0	1	1	100.0	1	0	0
地域定着支援	利用者数	2	0	0	2	1	50.0	2	0	0

(5) 障害児サービス

第3期計画で計画値を定めているサービスは、「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」でした。

「児童発達支援」は、平成24年度、平成25年度は利用がありませんでしたが、平成26年度は2名の利用があります。

「放課後等デイサービス」は、町内に事業所が開設されたことから、平成26年度から計画を大きく上回る実績を示しており、平成26年10月の利用者数は7人、利用延べ日数は78人日となっています。

「保育所等訪問支援」については、障害福祉サービスとしての利用実績はありませんが、子育て支援部門において町単独事業として実施しており、必要に応じて専門機関への紹介など児童の特性に応じた対応をしています。

「障害児相談支援」も平成26年度から1名が利用していますが、今後、利用者全員のサービス等計画の作成が求められているなか、現状では、障害児相談支援事業者及び相談支援専門員の確保が課題となっています。

【障害児向けサービスの利用状況】（各年10月現在）

サービス名	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)
児童発達支援	人分/月	0	0	—	1	0	—	2	2	100.0
	人日/月	0	0	—	12	0	—	24	2	8.3
放課後等 デイサービス	人分/月	2	0	—	3	0	—	3	7	233.3
	人日/月	24	0	—	36	0	—	36	78	216.7
保育所等訪問支 援	人分/月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	人日/月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療型児童発達 支援	人分/月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	人日/月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児相談 支援	延べ利用者数	—	—	—	—	—	—	—	1	—

4 地域生活支援事業の進捗状況

(1) 必須事業

「相談支援事業」では、障害者相談支援事業は、「瑞穂保健福祉センター」1か所での設置となっていますが、毎月1回、丹波地区、和知地区での相談日を設けて相談しやすい体制づくりに努めました。

「地域自立支援協議会」は、平成24年度、平成25年度に開催出来ず、情報共有が図れませんでした。今後は、顔の見える関係づくり、具体策を話し合う場として地域自立支援協議会の活性化と活動の強化が望まれています。

「市町村相談支援機能強化事業」は、南丹圏域において広域的に対応するため、「花ノ木医療センター」に2市1町で共同して委託しています。

「成年後見制度利用者支援事業」は、町内で研修会の開催など制度周知・広報の充実に伴い、今後は利用が増える見込んでいます。

「コミュニケーション支援事業」では、南丹市と共同で「ふない聴覚言語障害センター」に事業を委託し、「手話通訳者派遣事業」、「要約筆記奉仕員派遣事業」、「手話通訳設置事業」を行っており、一定の実績を挙げています。なかでも「手話通訳者派遣事業」は、毎年計画値を上回る実績となっています。

「日常生活用具給付事業」では、「排泄管理支援用具」以外は、定期的な給付でないため、項目によって増減がありますが、必要な方への給付が実施できました。

「移動支援事業」は、対象者が限られ、体調の変化等の理由で利用時間数の増減が見られます。

「重度心身障害者通院通所支援事業」は、入院、入所、怪我の一時的な理由等で利用数の増減が見られます。

「地域活動支援センター事業」は、平成26年度から町内事業所に業務委託し、開設することができました。登録者数も増えており、今後、創作活動や啓発活動への積極的な事業展開が期待されています。

(年間)

サービス名	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画 値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	見込み値 (B)	B÷A (%)
相談支援事業										
障害者相談支援事業	実施か所	1	1	100.0	2	1	50.0	3	1	33.3
地域自立支援協議会	実施か所	3	0	0	3	0	0	3	5	166.6
市町村相談支援機能強化事業	実施か所	1	1	100.0	2	1	50.0	3	1	33.3
居住入居等支援事業	実施か所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
成年後見制度利用支援事業	実人数/年	1	1	100.0	1	0	0	1	1	100.0
コミュニケーション支援事業										
手話通訳者派遣事業	延べ件数/年	108	168	155.6	113	154	136.3	118	172	145.8
要約筆記奉仕員派遣事業	延べ件数/年	49	36	73.5	53	44	83.0	57	50	87.7
手話通訳者設置事業	実施か所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
日常生活用具給付事業										
介護・訓練支援用具	件/年	2	2	100.0	2	1	50.0	2	1	50.0
自立生活支援用具	件/年	3	9	300.0	3	11	366.6	3	7	233.3
在宅療養等支援用具	件/年	6	10	166.6	6	3	50.0	6	5	83.3
情報・意思疎通支援用具	件/年	6	7	116.6	6	3	50.0	6	6	100.0
排泄管理支援用具	件/年	414	410	99.0	434	512	117.9	454	460	101.3
住宅改修費	件/年	1	0	0	1	2	200.0	1	2	200.0
移動支援事業	実人数/年	13	15	115.4	14	17	121.4	15	13	86.6
	延べ時間/年	864	959.5	111.0	884	879.5	99.4	904	725	80.1
重症心身障害者通院通所支援事業	実人数/年	24	21	87.5	25	23	92.0	26	17	65.4
地域活動支援センター	実施か所	0	0	0	0	0	0	1	1	100.0

(2) 任意事業

任意事業として、福祉ホーム事業や更正訓練費給付事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業などを実施しています。

「福祉ホーム事業」は、計画値どおりですが、更正訓練費給付事業は実績がありませんでした。

「日中一時支援事業」は、ほぼ計画どおりに推移しており、障害者（児）が安心して過ごせる日中の居場所として、今後も一定の利用が見込まれます。

また、「社会参加促進事業」としては、自動車運転免許取得助成、自動車改造助成など、必要な給付を行いました。

「手話奉仕員養成事業」や「要約筆記奉仕員養成事業」については、南丹市と共同で「ふない聴覚言語障害者センター」に事業を委託しています。計画値以上の参加者となっており、コミュニケーション支援事業の人材育成に繋がっています。

その他に、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動がありますが、社会教育関係事業との連携や障害者団体主催の大会への参加など、参加促進への支援に努めました。

(年間)

サービス名	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	見込み値 (B)	B÷A (%)
福祉ホーム事業	実人数	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
	実施か所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
更生訓練費給付事業	給付者数	1	0	0	1	0	0	1	0	0
その他事業										
日中一時支援・生活サポート事業	実人数/年	17	20	117.6	18	17	94.4	18	18	100.0
	事業所数	6	5	83.3	6	6	100.0	6	6	100.0
社会参加促進事業										
自動車運転免許取得助成	件/年	1	0	0	1	0	0	1	1	100.0
自動車改造助成	件/年	1	0	0	1	1	100.0	1	1	100.0
手話奉仕員養成事業	受講者数/年	18	21	116.6	10	19	190.0	10	11	110.0
	修了者数/年	10	19	190	6	11	183.3	6	11	183.3
要約筆記奉仕員養成事業	受講者数/年	3	4	133.3	4	6	150.0	5	5	100.0
	修了者数/年	3	3	100.0	4	3	75.0	5	5	100.0

5 アンケート調査の概要

(1) アンケート実施概要

① 調査目的

平成27年度からの障害福祉計画の策定に向け、京丹波町の障害者の方に、今後の福祉サービスのニーズや、災害などの緊急時の対応等を把握し、実態に即した障害福祉政策の基礎資料とするためご意見をうかがいました。

② 調査についての概要

- ・調査対象 障害者手帳所持者及び受給者証所持者の全員
 障害者手帳・受給者証所持者 1,466名（内重複者200名）
 - 身 体 1,036名
 - 療 育 142名
 - 精 神 111名
 - 受給者証 177名
 - 配布対象者数 1,266名
- ・調査対象の抽出 障害手帳所持者及び受給者証所持者の全員を対象として抽出
- ・調査方法 郵送による配布・回収
- ・調査期間 平成26年10月21日～10月31日

③ 回収状況

	配布数	回収数	回収率
回収状況	1,266	654	51.6%

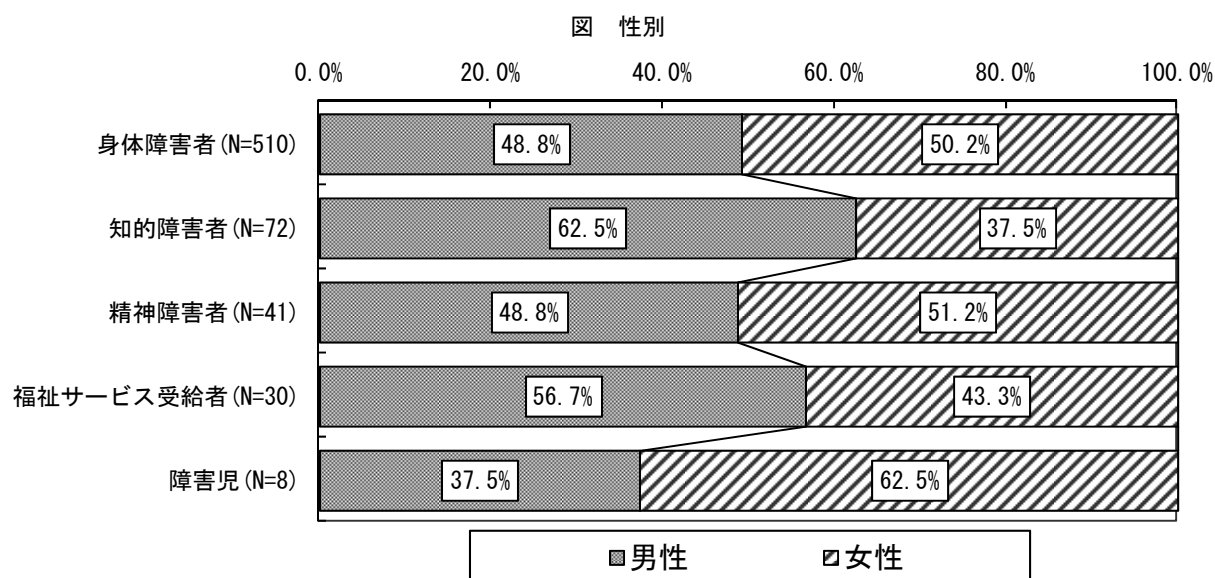
(2) アンケート結果概要

●回答者について

① 性別

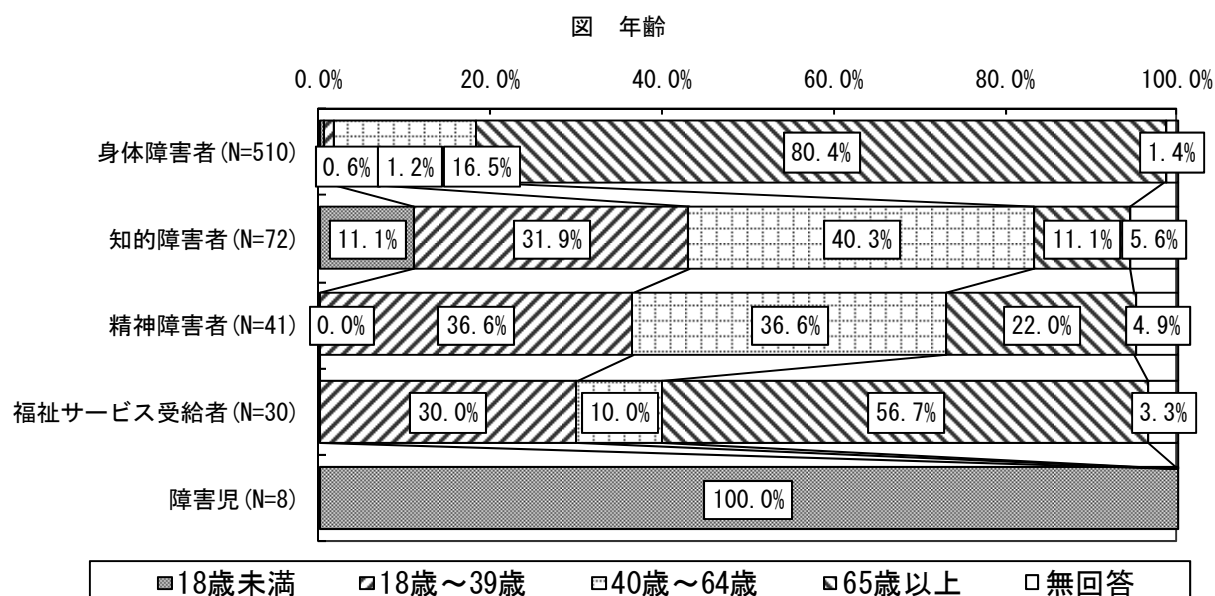
性別では、男性は「知的障害者」(62.5%)、「福祉サービス受給者」(56.7%)と多く、女性は「精神障害者」が51.2%と多くなっています。

障害児については、回答者数が8件と少ないため、必要な場合のみ分析を行うこととします。



② 年齢

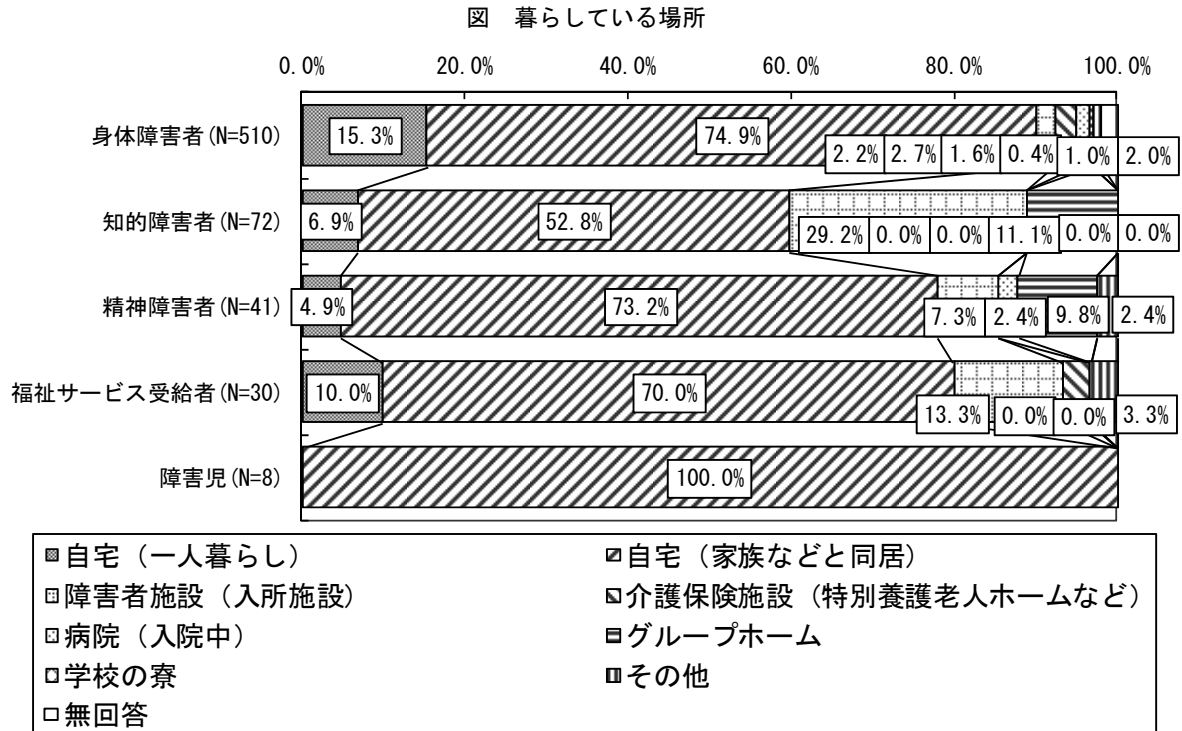
年齢をみると、身体障害者と福祉サービス受給者では「65歳以上」(80.4%、56.7%)が最も多く、身体障害者では8割以上を占めています。知的障害者では「40歳～64歳」が40.3%で最も多く、精神障害者では「18歳～39歳」と「40歳～64歳」がともに36.6%で最も多くなっています。



●暮らしている場所について

① 暮らしている場所

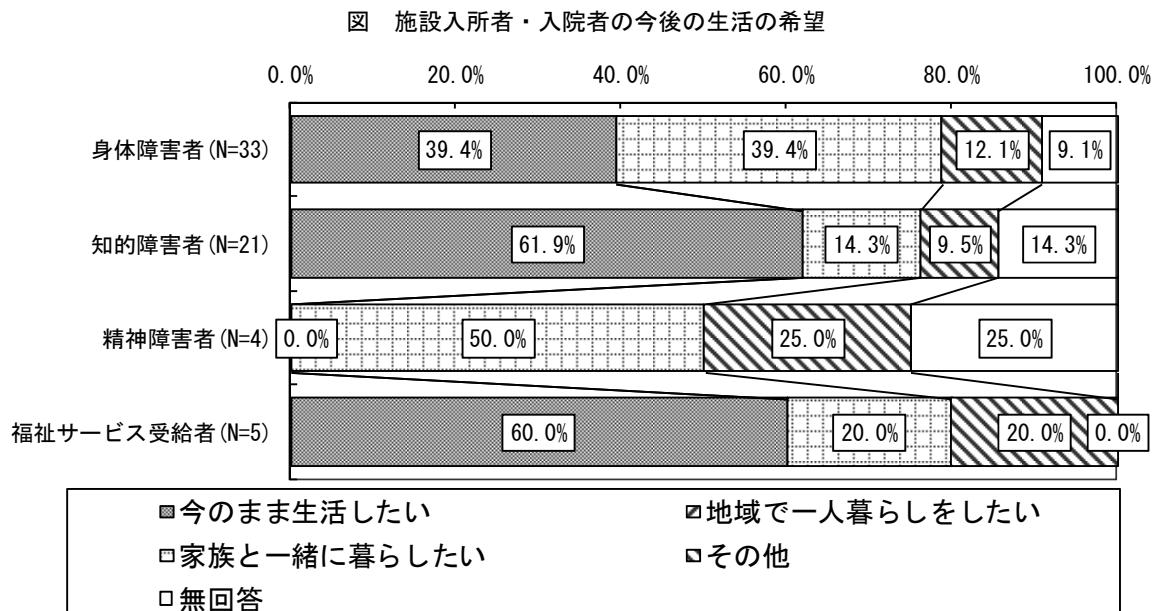
暮らしている場所をみると、いずれの障害種別でも「自宅（家族など同居）」が最も多くなっています。身体障害者では「自宅（一人暮らし）」と「自宅（家族など同居）」の合計が9割を超えています。知的障害者では「障害者施設（入所施設）」が29.2%、「グループホーム」が11.1%と自宅外が4割を占めています。



② 施設入所者・入院者の今後の生活の希望

施設に入所または病院に入院している方について、今後の生活の希望をみると、身体障害者では「今のままで生活したい」と「家族と一緒に暮らしたい」がともに39.4%で最も多くなっています。知的障害者では「今のままで生活したい」が61.9%で最も多くなっています。

「地域で一人暮らしをしたい」との回答はありませんでした。



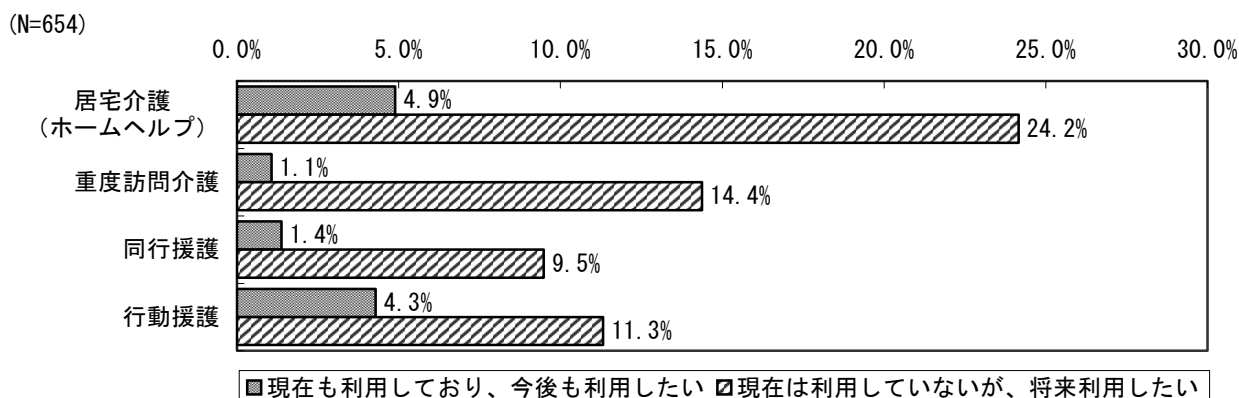
●サービス利用について

現在の各サービスの利用状況と今後の利用意向を比較すると、おおむねどのサービスにおいても将来利用したいとの意向が多くなっています。

①訪問系サービスの利用意向

訪問系サービスについて、現在の利用者と今後の利用希望者を比較してみると、いずれのサービスでも「現在は利用していないが、将来利用したい」が「現在も利用しており、今後も利用したい」よりも多くなっており、特に居宅介護（ホームヘルプ）で19.3ポイント差と差が大きくなっています。

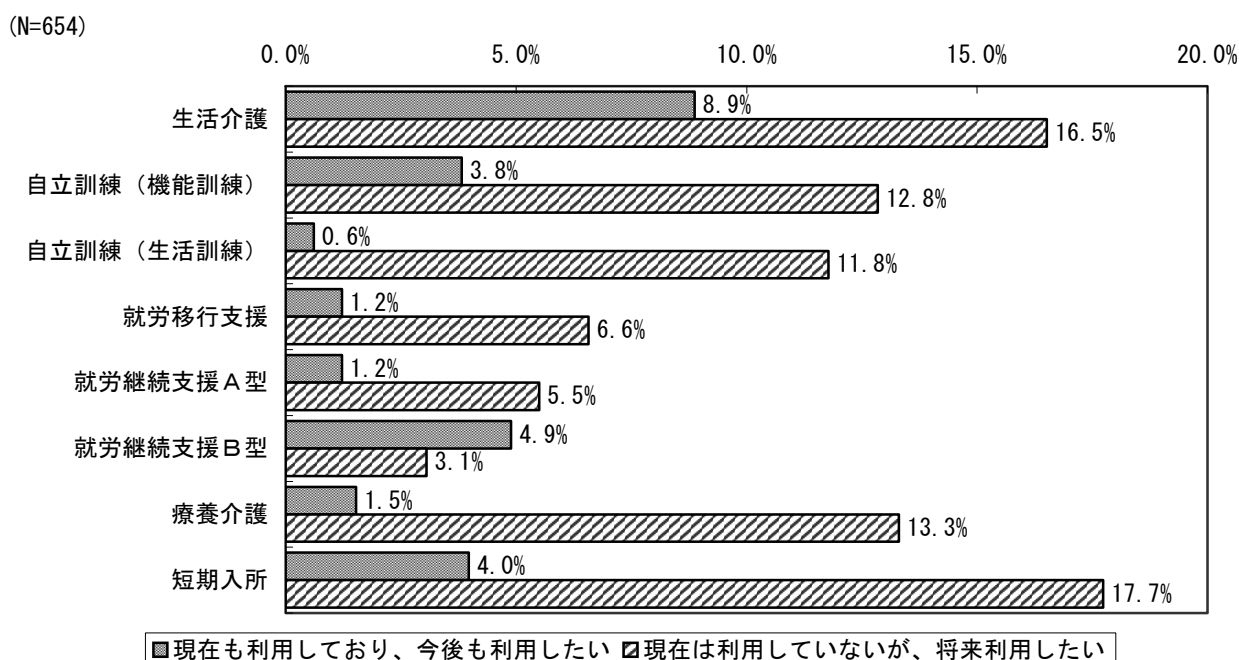
図 訪問系サービスの利用意向



②日中活動系サービスの利用意向

日中活動系サービスについてみると、就労継続支援B型を除いて、「現在は利用していないが、将来利用したい」が「現在も利用しており、今後も利用したい」よりも多くおり、特に短期入所（13.7ポイント差）、療養介護（11.8ポイント差）、自立訓練（生活訓練）（11.2ポイント差）で10ポイント以上の差が出ています。

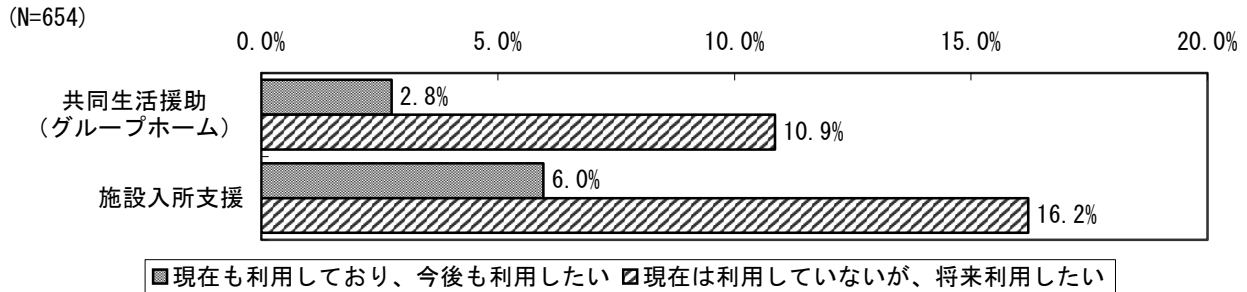
図 日中活動系サービスの利用意向



③居住系サービスの利用意向

居住系サービスについてみると、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援いずれにおいても「現在は利用していないが、将来利用したい」が「現在も利用しており、今後も利用したい」よりも多くなっています。

図 居住系サービスの利用意向

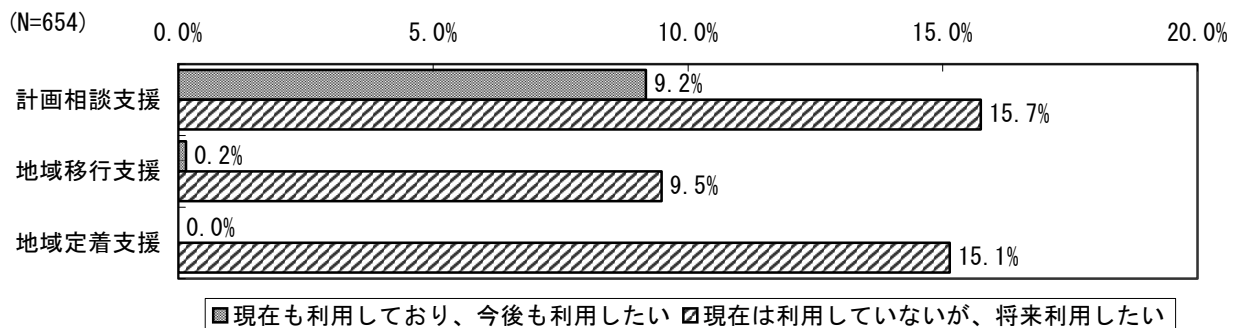


④相談サービスの利用意向

相談サービスについてみると、計画相談支援では「現在は利用していないが、将来利用したい」(15.7%)が「現在も利用しており、今後も利用したい」(9.2%)を6.5ポイント上回っています。

地域移行支援と地域定着支援については入所・入院中の方が対象のサービスのため、利用はほとんどありませんが、将来的に利用したいというニーズは他のサービスと同程度あります。

図 相談サービスの利用意向

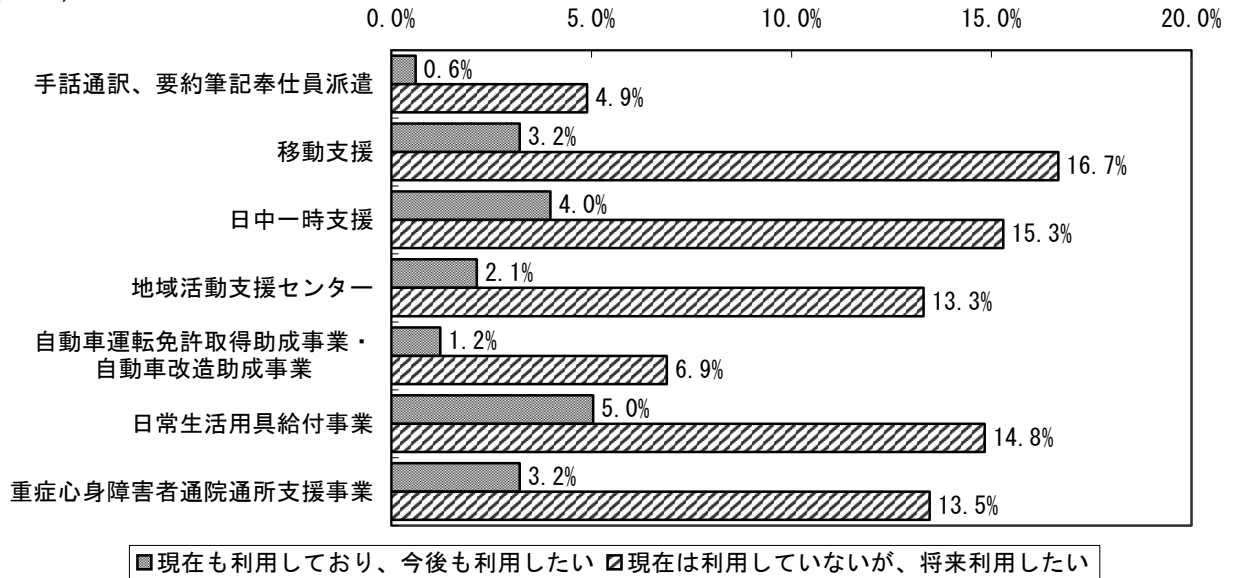


⑤地域生活支援事業の利用意向

地域支援事業についてみると、いずれの事業においても「現在は利用していないが、将来利用したい」が「現在も利用しており、今後も利用したい」よりも多くなっており、中でも移動支援（13.5ポイント差）で最も大きな差が出ています。

図 地域生活支援事業の利用意向

(N=654)

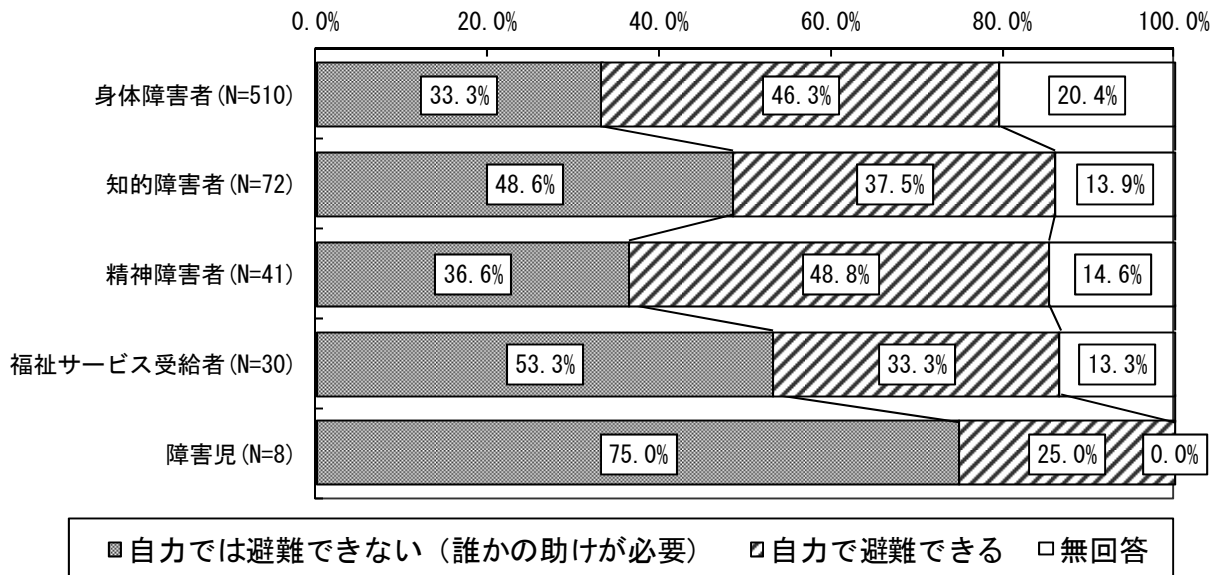


●災害などの緊急時の対応

① 災害発生時に自力で避難できるか

災害発生時に自力で避難できるかをみると、身体障害者・精神障害者では「自力で避難できる」(46.3%、48.8%)が「自力では避難できない(誰かの助けが必要)」(33.3%、36.6%)を上回っていますが、知的障害者と福祉サービス受給者では「自力では避難できない(誰かの助けが必要)」(48.6%、53.3%)が「自力で避難できる」(37.5%、33.3%)を上回っています。

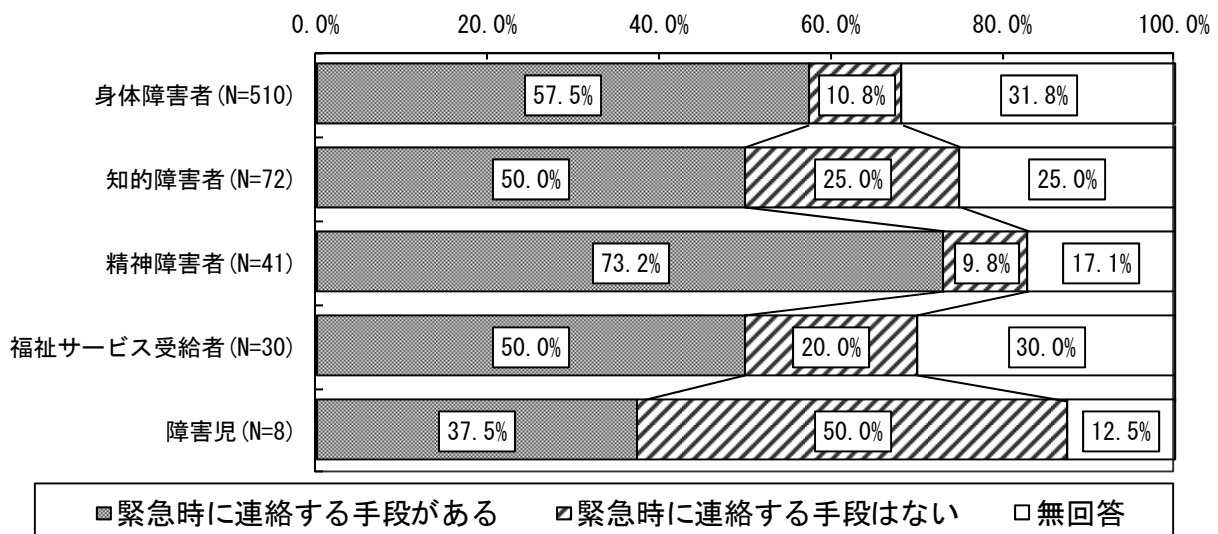
図 災害発生時に自力で避難できるか



② 緊急時の連絡手段の有無

緊急時の連絡手段の有無をみると、身体障害者・知的障害者・精神障害者・福祉サービス受給者いずれも「緊急時に連絡する手段がある」(57.5%、50.0%、73.2%、50.0%)は5割以上となっており、精神障害者では7割を越えています。

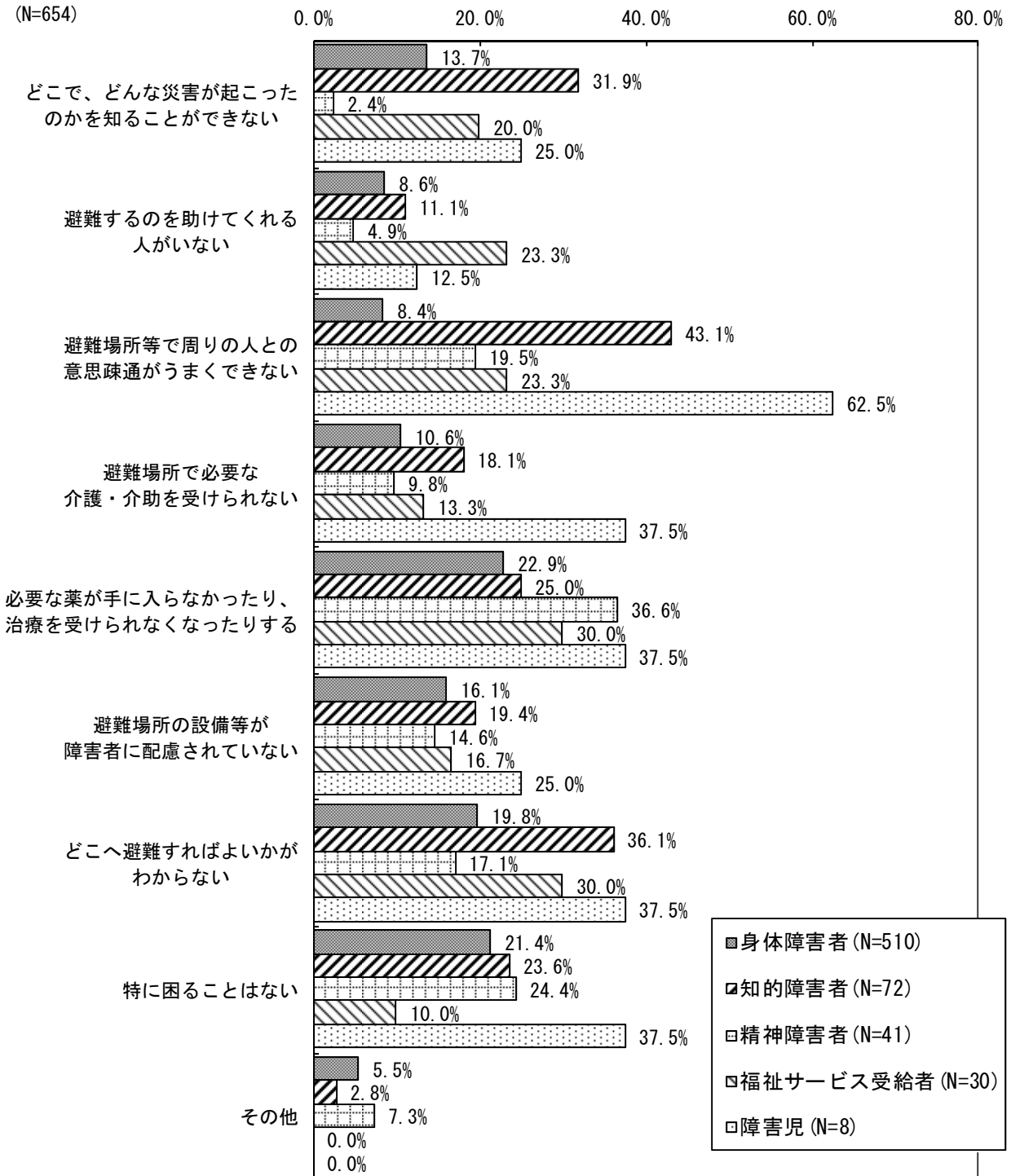
図 緊急時の連絡手段の有無



③ 災害発生時に困ること

災害発生時に困ることをみると、「特に困ることはない」を除いて、身体障害者・精神障害者・福祉サービス受給者では「必要な薬が手に入らなかったり、治療を受けられなくなったりする」(22.9%、36.6%、30.0%)、知的障害者では「避難場所等で周りの人との意思疎通がうまくできない」(43.1%)がそれぞれ最も多くなっています。(福祉サービス受給者では「どこへ避難すればよいかかわからない」も同率)

表 災害発生時に困ること (複数回答)

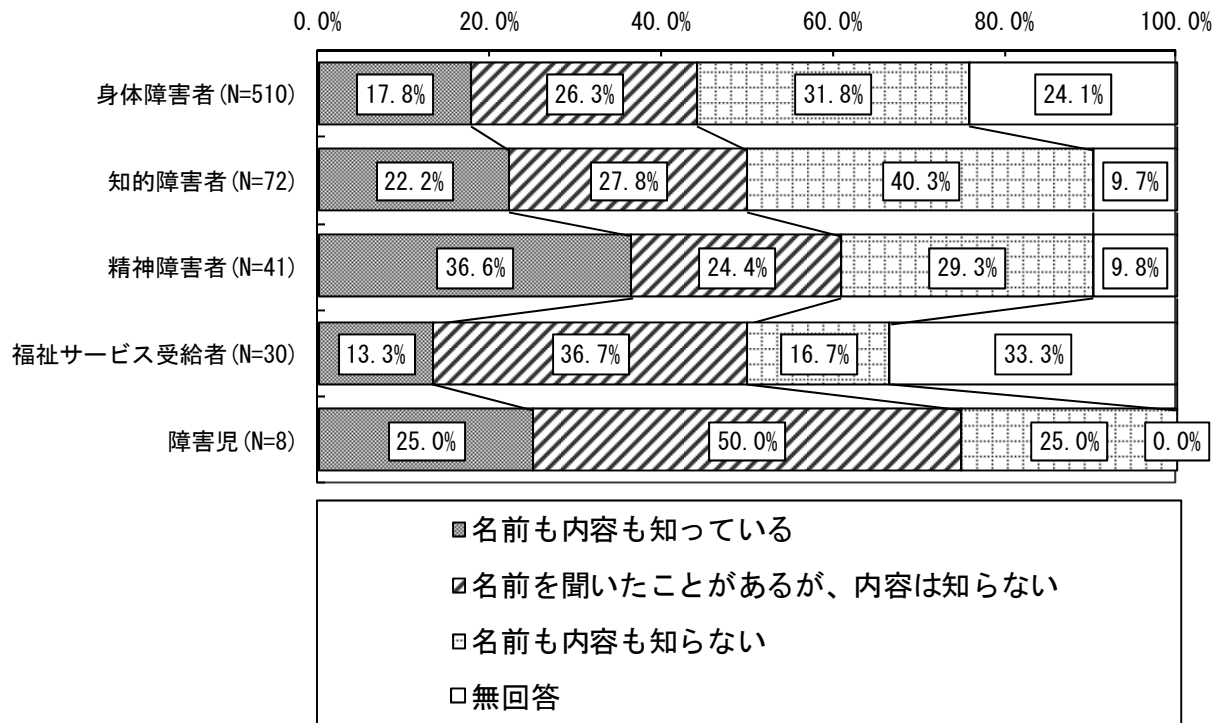


●成年後見制度の認知度

① 成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度をみると、身体障害者・知的障害者では「名前も内容も知らない」(31.8%、40.3%)、精神障害者では「名前も内容も知っている」(36.6%)、福祉サービス受給者では「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」がそれぞれ最も多くなっています。

図 成年後見制度の認知度



第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

本計画は、上位計画である第2期京丹波町障害者基本計画に基づき、障害のある人もない人も、ともに社会を構成する一員であり、お互いが住民として尊重されるとともに、地域において自分らしく生き生きと暮らしが送れるよう、京丹波町では、「みとめあい、ささえあい、自分らしく生きる」社会の実現を、障害者福祉施策の推進のための基本理念として掲げ、推進に努めていきます。

「みとめあい、ささえあい、自分らしく生きる 京丹波町」

2 基本的視点

基本理念のもと、障害者基本法や障害者総合支援法等関連法の趣旨を踏まえ、次の基本的な視点に立って計画を推進します。

■ 障害者の自己決定と自己選択の尊重

障害の種別、程度に関わりなく、障害者自らがサービスを選択し、必要な支援を受けながら、障害者自身の自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障害福祉サービスの提供基盤の整備を引き続き推進します。

■ バランスのとれた障害者福祉サービスの提供体制の充実

障害者総合支援法により、障害福祉サービスは、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化し、共通のサービスが提供される仕組みに統一されました。今後、障害の種別や地域などにより提供されるサービスに格差が生じないように、障害者（児）のニーズを踏まえバランスのとれたサービス提供体制の充実を図ります。

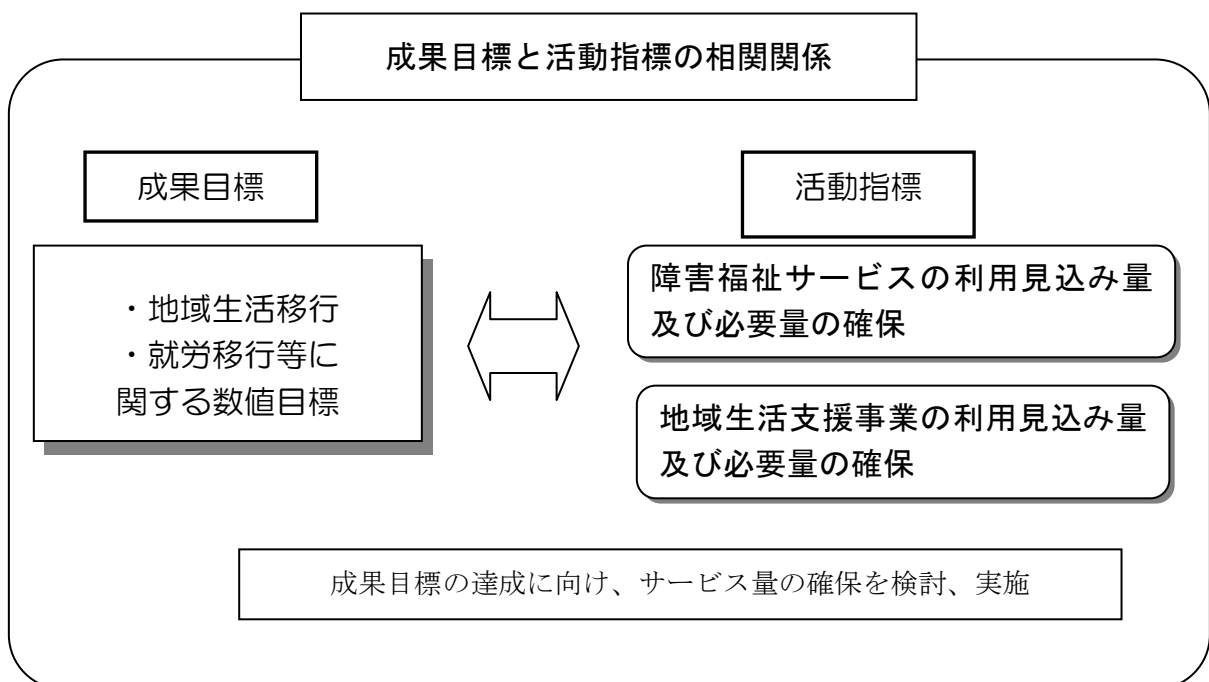
■ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者（児）の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤の充実に一層取り組むとともに、障害者（児）の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を引き続き推進します。

第4章 地域生活及び一般就労への移行の成果目標

1 成果目標の設定についての考え方

障害者等の自立支援に向けて、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成29年度を目標年度とする第4期障害福祉計画において必要な障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る成果目標を設定します。また、これらの成果目標を達成するため、活動指標を計画に見込みます。



2 成果目標の設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

●国の基本指針に定める数値目標の考え方

- ・地域移行者数について、平成 25 年度末日時点の施設入所者の 12%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
- ・平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末日時点の施設入所者から、4%以上減少することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
- ・平成 26 年度末において、第 3 期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達分の割合を平成 29 年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定する。

これまでの計画と同様に、国の基本指針に示された考え方に基づき、基準値を設定し、数値目標を定めます。平成29年度末には5人が地域に移行するものと見込み、施設入所者を、37人とします。

【第4期計画における地域移行の成果目標】

項 目	数 値
平成25年末現在の入所者数 (A)	39人
【目標値】(A)のうち、平成29年度までの地域生活移行者 (B)	5人
【目標値】平成29年度末時点の入所者数 (C)	37人
地域生活移行率 (B)/(A)	12.8%
入所者数削減率 (A-C)/(A)	5.1%

(2) 福祉施設から一般就労への移行

① 福祉施設から一般就労への移行

●国の基本指針に定める数値目標の考え方

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。
- ・目標の設定にあたっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

平成24年度における一般就労の実績は1人、平成25年度には4人でした。

今後も障害者の雇用促進を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）及びなんたん障害者就業・生活支援センターとの連携による情報提供の充実などの就労機会確保に向けた取り組みを進め、平成29年度には2人が一般就労に移行できることをめざします。

【第4期計画における一般就労の成果目標】

項目	数 値
平成24年度の一般就労移行者数 (A)	1人
【目標値】平成29年度末時点の一般就労移行者数 (B)	2人
増加率 (B) / (A)	200.0%

② 就労移行支援事業の利用者数

●国の基本指針に定める数値目標の考え方

- ・就労移行支援事業の利用者数に関する目標を設定する。
- ・平成29年度末における利用者数が、平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

平成25年度末における就労移行支援事業の利用実績は1人ですが、一般就労に向けては、就労移行支援事業が果たす役割は大きいことから、平成29年度末における利用者数は2人を目標とします。

【第4期計画における就労移行支援事業利用者数の成果目標】

項目	数 値
平成25年度末の就労移行支援事業所の利用者数 (A)	1人
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業所の利用者数 (B)	2人
増加率 (B) / (A)	200.0%

③ 事業所ごとの就労移行率の増加

●国の基本指針に定める数値目標の考え方

一般就労に移行する者の目標値を達成するため、事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを旨とする。

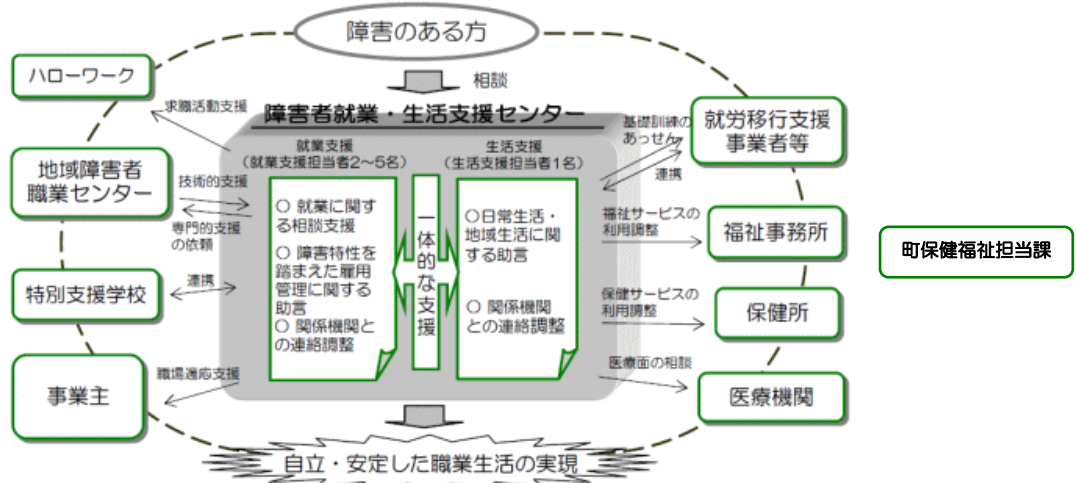
南丹圏域には就労移行支援事業所が2か所設置されています。今後も、就労移行率を高めていくために、南丹圏域内の事業所との連携を強化します。

【第4期計画における就労移行支援事業所の成果目標】

項目	数 値
平成24年度実績 (A)	(南丹圏域) 2か所
目標年度(平成29年度末時点)の目標箇所数 (B)	(南丹圏域) 2か所

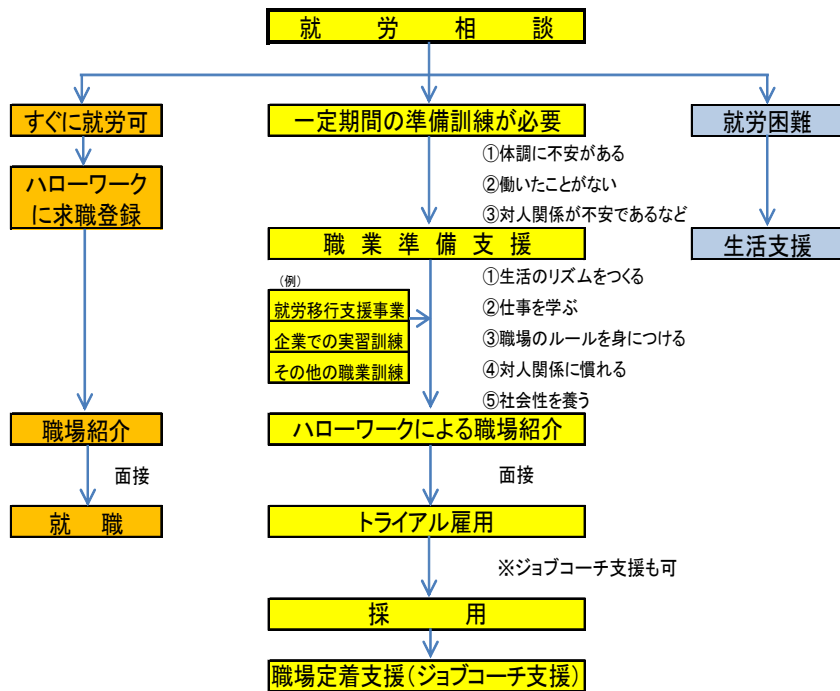
<障害者の就労に向けての支援の仕組み>

雇用と福祉のネットワーク



なんたん障害者・生活支援センター

就労支援の流れ



第5章 障害福祉サービスの見込み及び確保方策

1 サービス見込み量設定の考え方

障害福祉サービスは、支援を必要とする障害者（児）に法律で定められた共通の福祉サービスの中から必要とするサービスを提供する制度です。

平成25年4月の障害者総合支援法の施行によって障害の範囲に難病等が加わり、新たに障害福祉サービスの対象となりました。

障害福祉サービスについては、これまでの利用実績や障害者のニーズ等を踏まえ、平成29年度までのサービス量を見込んでいます。

2 訪問系サービス

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の5つのサービスの総称です。

【障害福祉サービス等の見込み量 訪問系サービス】

種類	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問系サービス全体	人分/月	39	45	52
	時間分/月	630	738	909
居宅介護	人分/月	35	41	48
	時間分/月	501	550	603
重度訪問介護	人分/月	0	0	0
	時間分/月	0	0	0
同行援護	人分/月	3	3	3
	時間分/月	104	125	150
行動援護	人分/月	1	1	1
	時間分/月	5	5	5
重度障害者等包括支援	人分/月	0	0	0
	時間分/月	0	0	0

■居宅介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの身体介護や、洗濯・掃除などの家事援助を行います。

■重度訪問介護

重度の肢体不自由者や重度の知的障害者、精神障害者など常時介助を要する人を対象に、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事など生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動支援などを総合的に行います。

■同行援護

重度の視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時において、移動に必要な情報提供や移動の援護を行います。

■行動援護

知的障害や精神障害によって行動上著しい困難があるため常時介護を要する人に、危険回避のため必要な支援や、外出時において移動中の介護等を行います。

■重度障害者等包括支援

介護の必要性が著しく高い人（障害支援区分6、児童については区分3相当）で、意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。

【見込み量の確保方策】

現在の利用者数や利用日数等に基づき、見込み量を算出していますが、今後、障害者の高齢化とともに、居宅介護の増加が見込まれます。

現状では、町内の事業所で対応は可能ですが、将来的なニーズの増加に対応するため、介護保険制度の訪問介護の利用も視野に入れながら、町内だけでなく近隣市の事業所を含め、安定したサービス提供基盤の確保と、利用に関する情報提供に努めます。

また、障害の種別・程度に応じた介護技術の向上をめざして、専門的技術等の情報提供やヘルパー等人材の資質向上についてサービス事業所に働きかけていきます。

3 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、施設において日中にサービスを利用するもので、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所があります。

【障害福祉サービス等の見込み量 日中活動系サービス】

サービス名		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中活動系サービス	生活介護	人	77	82	87
		人日/月	1376	1434	1494
	自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0
		人日/月	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0
		人日/月	0	0	0
	就労移行支援	人	2	3	1
		人日/月	42	63	21
	就労継続支援（A型）	人	10	10	10
		人日/月	210	210	210
	就労継続支援（B型）	人	52	55	58
		人日/月	634	616	599
	療養介護	人	0	0	0
	短期入所	人	4	5	5
		人日/月	30	35	35

■生活介護

常に介護が必要で、障害支援区分3以上である人、または50歳以上で障害支援区分2以上である人に対し、施設内で昼間、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

■自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、身体障害者を対象とし、自立した日常生活または社会生活ができるように一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練を行います。

生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象とし、自立した日常生活または社会生活ができるように一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

■就労移行支援

一般企業等への就労や在宅就労等を希望する65歳未満の人を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。

■就労継続支援（A型・B型）

A型は、一般企業への就労が困難な人に、事業所と雇用契約のもと、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。

B型は、一般企業への就労が困難な人や一定の年齢に達している人に、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図ります。

■療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行います。

■短期入所

自宅で介護する人が病気等の場合に、入所施設等で短期間の宿泊を伴い、入浴・排泄・食事の介護等を行います。

【見込み量の確保方策】

現在の利用者数や調査結果に基づき、平成29年度までの各年度における日中活動系サービスの見込み量を算出しています。「就労移行支援」は、標準利用期間が定められていることや、各年度の支援学校の卒業生等を勘案し、利用者数を見込んでいます。

「生活介護」については、地域生活への移行により利用ニーズの伸びが見込まれます。

福祉的就労から企業等での一般就労への移行の支援に向けては、アンケートでニーズが高かった就労機会確保に向けた取り組みとして、「就労移行支援」や「就労継続支援」のサービス事業所、なんたん障害者就業・生活支援センターやハローワークなど関係機関との連携を推進し、雇用促進に努めます。

「短期入所」については、緊急的なニーズにも対応できるよう、町内の事業所だけでなく、近隣市の事業所の利用も視野に入れて利用量の増加を見込んでいます。

これら日中活動系サービスは、障害者（児）の日中活動と社会参加、居場所づくりに資するサービスとして、利用者ニーズを適確に把握しながら、必要なサービス量の確保に向けて、相談支援・情報提供の充実に努めるとともに、町内事業所だけでなく近隣市町の事業所を含めたサービス提供体制の整備に努めていきます。

4 居住系サービス

居住系サービスは、施設や共同生活を行う住居において、必要な援助を提供するサービスで、共同生活援助、施設入所支援があります。〔共同生活介護（ケアホーム）は、平成26年4月の制度改正により共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。〕

【障害福祉サービス等の見込み量 居住系サービス】

サービス名		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	人	13	14	15
	施設入所支援	人	37	37	37

■共同生活援助

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

■施設入所支援

施設に入所する人に、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【見込み量の確保方策】

「共同生活援助（グループホーム）」については、障害者が身近な地域で自立した日常生活・社会生活が送れることや、親亡き後を見据えた居住の場の確保など、アンケートにおいてもグループホームに対するニーズが高い状況です。

利用者のニーズに応じた居住の場が確保できるよう、サービス事業所と連携するとともに、設置促進に向けて検討していきます。

施設入所支援については、必要な情報の提供に努めます。

5 相談支援・地域移行支援・地域定着支援

相談支援は、地域の障害者の福祉に関する相談に応じ、情報提供・助言を行うとともに、障害福祉サービス事業所との連絡・調整を行うサービスです。相談支援には、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援があります。

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、計画相談支援では、支給決定プロセスを見直すとともに、サービス等利用計画作成の対象者を拡大することとされました。

また、地域移行支援や地域定着支援については、これまで補助事業として実施してきた内容を個別給付化し、地域移行の取り組みを強化することとされました。

【障害福祉サービス等の見込み量 相談支援】

サービス名		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援	計画相談支援	延べ利用者数	50	100	170
	地域移行支援	利用者数	1	1	1
	地域定着支援	利用者数	2	2	2

■計画相談支援

市町村が指定する「指定特定相談支援事業者」が障害福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画の作成等を行います。また、一定期間ごとにモニタリングや計画の見直しを行います。

※なお、障害児については「児童福祉法」に基づき、市町村が指定する「指定障害児相談支援事業者」が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（障害者のサービス等利用計画に相当）を作成することとされており、「第7章 障害児支援の見込み及び確保方策」でその見込み量を記載します。

■地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害者に対し、都道府県が指定する「指定一般相談支援事業者」が住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するため相談や調整等を行います。

■地域定着支援

居宅で一人暮らしの障害者等を対象に、常時、連絡体制を確保し、緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【見込み量の確保方策】

「計画相談支援」は、第3期計画策定時における国の方針では、平成24年度から段階的に利用者数を増やし、平成26年度にはすべての障害福祉サービスの利用対象者が利用することを求められていましたが、現時点ではそこまでサービスの利用が進んでいません。

相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努め、本計画期間中にすべての障害福祉サービスの利用対象者の利用につなげることをめざします。

また、施設や病院から地域生活へ円滑に移行できるように、相談支援機関、施設、病院など関係機関の連携を強化し、支援に努めます。

第6章 地域生活支援事業の見込み及び確保方策

地域生活支援事業とは、障害者（児）の自立した日常生活・社会生活支援する目的で、地域（市町村）が、利用者の方々の状況に応じて柔軟な事業体系により実施するサービスであり、必須事業（法律上実施しなければならない事業）と任意事業（市町村の判断により実施できる事業）があります。

1 必須事業

（1）相談支援事業等

①障害者相談支援事業

【相談支援事業等の見込み量】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域自立支援協議会	設置有無 (開催回数)	有 (3)	有 (3)	有 (3)
障害者相談支援事業	実施か所	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施か所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	年間実利用人数	1	1	1

※地域自立支援協議会の単位は、第4期計画で実施か所から設置有無に変更しました。

※第3期計画で設定していた市町村相談支援機能強化事業は、第4期から基幹相談支援センター等機能強化事業に名称変更しました。

■地域自立支援協議会

障害のある人の就労、生活支援をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす場として、京丹波町地域自立支援協議会を設置し、協議を行います。

■障害者相談支援事業

地域生活支援事業における「障害者相談支援事業」は、障害者や家族等からの相談に応じ、情報提供、助言、障害福祉サービスの利用支援などのほか、対象者に対するピアカウンセリング等の必要な支援を行います。

■基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業の地域における中核的な役割を担う機関として位置づけられ、一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置することで、困難ケースへの対応等相談支援機能の強化を図ります。

■住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整など支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて、障害者の地域生活を支援します。

■成年後見制度利用支援事業

知的障害、精神障害等により、町長が必要と認める人に対して、成年後見制度の申立てに要する経費等を助成する事業です。

【見込み量の確保方策】

地域自立支援協議会の定期的な開催により、関係者の連携と情報共有を図ります。また、必要に応じて、専門家や関係者による個別支援会議等を開催し、必要な支援等について検討を行います。

「相談支援事業」では、相談支援員を配置し、障害者や家族からの相談にあたります。また、相談しやすい体制づくりのため、地域に出向いての相談事業に取り組みます。

「基幹相談支援センター等機能強化事業」は、中核的な相談機関として南丹圏域において広域的に対応するため、引き続き、「花ノ木医療センター」に2市1町で共同での委託を継続します。

「住宅入居等支援事業」については、「障害者生活支援センターこひつじ」に委託して、ニーズに対応しており、今後においても、地域生活移行に向けての支援を継続します。

また、成年後見制度に関する理解と周知をすすめるとともに、関係機関と連携して、必要な方が利用できるよう情報提供と支援に努めます。

(2) 意思疎通支援（コミュニケーション支援）事業

【意思疎通支援事業の見込み量】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者派遣事業	年間延べ利用件数 (うち京丹波町)	160 (20)	165 (20)	170 (24)
要約筆記者派遣事業	年間延べ利用件数 (うち京丹波町)	54 (30)	59 (33)	64 (36)
手話奉仕員養成事業	修了者数／年 (うち京丹波町)	14 (4)	14 (4)	14 (4)

■手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、公的機関・医療機関などでの社会生活上、必要な用務が行われるよう、コミュニケーション支援のため手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業です。

■手話奉仕員養成事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修を実施します。

【見込み量の確保方策】

南丹市と共同で、引き続き、「ふない聴覚言語障害センター」に事業を委託し、意思疎通に支援が必要な人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。また、手話奉仕員の養成に努めます。

今後も、「ふない聴覚言語障害センター」と連携し、養成研修等を通じて人材の確保とサービスの質の向上、派遣体制の構築に努めるとともに、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、制度の周知に努めます。

(3) 日常生活用具給付等事業

障害者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付するとともに、住宅改修費を助成する事業です。

【日常生活用具給付事業の見込み量】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	年間給付件数 (件/年)	2	2	2
自立生活支援用具	年間給付件数 (件/年)	8	8	8
在宅療養等支援用具	年間給付件数 (件/年)	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	年間給付件数 (件/年)	6	6	6
排泄管理支援用具※	年間給付件数 (件/年)	484	508	532
住宅改修費	年間給付件数 (件/年)	2	2	2

※ストーマ装具及び紙おむつ等、継続的に給付する用具の件数は、1か月分を1件としています。

■介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど、身体介護を支援する用具を給付します。

■自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、入浴、調理、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。

■在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、在宅療養生活等を支援するための用具を給付します。

■情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信機など、障害者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

■排泄管理支援用具

ストーマ用装具、紙おむつなど、排泄管理を支援する衛生用品を給付します。

■住宅改修費

居宅における円滑な生活動作・移動等を図るため、既存住宅の改修を行う際に費用の一部を助成します。

【見込み量の確保方策】

給付を必要とする人が確実に利用できるよう、制度の周知を図るとともに、必要に応じて、用具の種類、単価などの見直しを行い、適切な給付に努めます。

（４）移動支援事業

【移動支援事業の見込み量】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業 (ガイドヘルパー派遣事業)	年間実利用人数 (人/年)	13	14	14
	年間延べ利用時間 (延べ時間/年)	845	910	910
重症心身障害者等通院通所支援事業	年間実利用人数	19	20	21

■移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者について、社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を行うための移動支援を行います。

■重症心身障害者等通院通所支援事業

医療機関に人工透析療法を受けるために通院する人、重症心身障害児・者施設（花ノ木医療福祉センター等）へ通所する人に対して、送迎支援を行います。

【見込み量の確保方策】

「移動支援事業」では、サービス提供事業所と連携し、ヘルパーの確保に努めるとともに、利用しやすい制度の周知に努めます。

「重症心身障害者等通院通所支援事業」では、事業所への委託を継続しサービス量を確保するとともに、本人と家族の負担軽減を図ります。

(5) 地域活動支援センター事業

【地域活動支援センター事業の見込み量】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター事業	実施か所	1	1	1
	年間実利用人数 (人/年)	22	25	28

■地域活動支援センター事業

身体障害者・知的障害者・精神障害者に対して、創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進します。

【見込み量の確保方策】

委託事業所と協力して、事業の周知、広報に努め、利用しやすいセンターを目指します。

(6) その他の事業

【その他の事業の見込み量】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有

■理解促進研修・啓発事業

障害者が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、研修・啓発活動を行います。

■自発的活動支援事業

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。

【見込み量の確保方策】

理解促進の研修会等を開催し、障害者に対する理解を深めていきます。また、障害者団体等への支援を継続します。

2 任意事業

(1) 福祉ホーム事業

【福祉ホーム事業の見込み量】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉ホーム事業	実施か所	1	1	1
	年間実利用人数 (人/年)	1	1	1

■福祉ホーム事業

障害者の地域生活を支援することを目的として、低額な料金で住居等を提供し、日常生活に必要な支援を行う事業です。

(2) 更生訓練費給付事業

【更生訓練費給付事業の見込み量】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
更生訓練費給付事業	給付者数	1	1	1

■更生訓練費給付事業

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している障害者を対象に、社会復帰の促進を図ることを目的に更生訓練費を支給します。

(3) 訪問入浴サービス事業

【訪問入浴サービス事業の見込み量】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	件/年	0	0	1

■訪問入浴サービス事業

家族などの介助のみでは入浴が困難な身体障害者に、移動入浴車による自宅での入浴サービスを提供します。

(4) 日中一時支援・生活サポート事業

【日中一時支援・生活サポート事業の見込み量】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援・生活サポート事業	年間実利用人数 (人/年)	23	24	26
	実施か所数 (か所)	6	7	7

■日中一時支援・生活サポート事業

日中一時支援事業は、日中、介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者（児）について、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等で活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的として実施します。

生活サポート事業は、障害支援区分認定で非該当となった人で、日常生活に関する支援を行わなければ生活に支障をきたすおそれのある人に対して、ホームヘルパーなどを派遣し、生活支援・家事援助などの必要な支援を行う事業です。

(5) 社会参加促進事業

【社会参加促進事業の見込み量】

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自動車運転免許取得助成	年間件数	1	1	1
自動車改造助成	年間件数	2	2	2
要約筆記奉仕員養成研修	修了者数/年 (うち京丹波町)	6 (3)	6 (3)	6 (3)

■自動車運転免許取得・改造費助成事業

身体障害者の就労等を目的とした自動車運転免許の取得や、自らが運転するために行う操向・駆動装置（ブレーキ・アクセルなど）の改造費の一部を助成します。

■要約筆記奉仕員養成事業

要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成する研修を実施します。

(京都府が実施する「要約筆記者養成事業」の前期課程に相当します)

第7章 障害児支援の見込み及び確保方策

「障害児支援」は、平成24年4月1日施行の障害者自立支援法等の一部改正により、障害児支援の強化を図るため、児童福祉法において従来の障害者自立支援法に基づく障害児支援を一元化・新設する形で新たに開始されたサービスです。

障害者総合支援法に基づくサービスではありませんが、国の基本指針に基づき、本計画でその見込み量を設定することとします。

【障害児支援の見込み量】

サービス名		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児支援	児童発達支援	人	2	2	2
		人日/月	6	6	6
	放課後等デイサービス	人	5	6	6
		人日/月	105	126	126
	保育所等訪問支援	人	0	0	0
		人日/月	0	0	0
	医療型児童発達支援	人	0	0	0
		人日/月	0	0	0
	障害児相談支援	延べ利用者数	3	4	5

■児童発達支援事業

障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供します。

■放課後等デイサービス

在学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための機能訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

■保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児に対し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

■医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹機能に障害のある児童に対し、必要な治療を行いながら日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供します。

■障害児相談支援

障害児が障害児通所支援サービスを利用する際に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【見込み量の確保方策】

スクリーニング等により、発達支援が必要と判定された児童及び保護者が安心して児童発達支援事業を利用できるよう、わかりやすい広報に努めるとともに、関係機関との調整を支援します。

「放課後等デイサービス」については、学校と事業所が連携しやすいように、「発達支援ファイル」「移行支援シート」の活用を図ります。

また、保育所等訪問支援については、町単独事業を継続し、子育て支援部門、教育部門との連携・調整に努めます。

「障害児相談支援」については、計画作成の事業所、相談支援専門員の確保を目指し、事業所等への働きかけを行います。

第8章 計画の推進に向けて

1 住民・事業所・関係機関との連携

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、雇用など幅広い分野にまたがるものであり、計画の推進にあたっては、庁内関係各課や関係機関・団体との連携はもとより、障害福祉に関する事業所、地域住民との協働により取り組みを進めます。

また、広域的に取り組むことにより効率的かつ効果的に実施できるものについては、京都府や近隣自治体と連携を図り進めていきます。特に、地域の特性や課題に応じた保健福祉サービスを効果的に供給するため、圏域内での調整を実施し、施設の利用に関する連携、調整やサービスの整備、利用促進に努めます。

さらに、障害に対する理解を深め、身近な地域で互いに助けあい、思いやりをもって暮らすことができる地域社会づくりを推進するとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業など様々な制度やサービスの利用、活用に向けて周知を図るため、町広報誌やCATV告知放送など多様な媒体や各種事業により、情報発信・広報活動を行います。

2 進行管理体制の確立

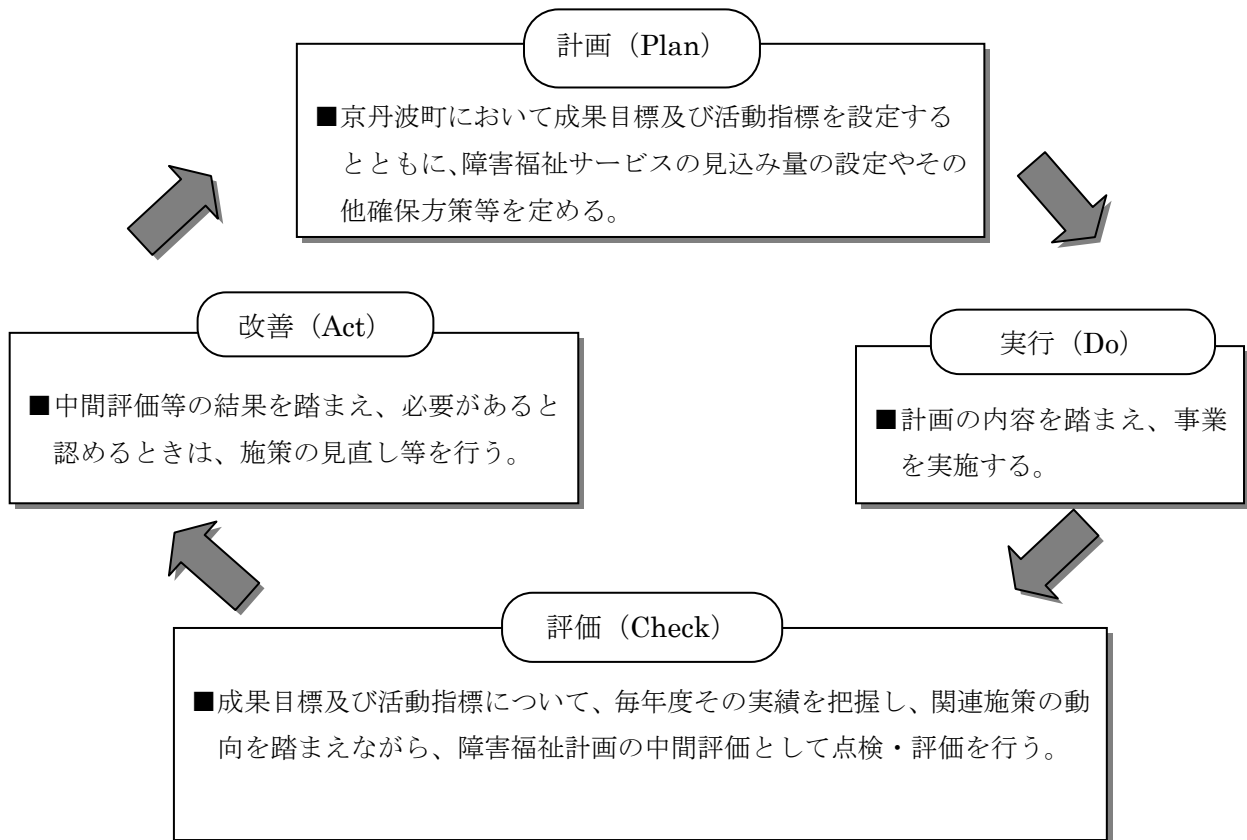
本計画の進行管理は、保健福祉課が中心となり、関係機関・団体、障害当事者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的に行います。

また、庁内関係部局と連携し、年度ごとの進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行い、円滑な推進に努めます。

3 計画の点検・評価の方策

本計画に基づく施策を計画的に推進するため、各施策の実施状況などについて、毎年度、「京丹波町地域自立支援協議会」に報告し、意見を聞くなど、進捗状況の点検と評価を行います。

また、PDCAサイクルにより、必要に応じて、随時、見直しを行いながら、計画の進捗管理を行います。



資料編

1 京丹波町地域自立支援協議会設置要綱

京丹波町地域自立支援協議会設置要綱

（平成18年6月30日
告示第47号）

（設置）

第1条 障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し、中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として京丹波町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- （1）福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保
- （2）困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- （3）地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- （4）京丹波町障害者基本計画及び京丹波町障害福祉計画等の作成、具体化に向けた協議
- （5）その他必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、保健・福祉関係者及び各種団体の代表者等の中から町長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（関係者の出席）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

2 京丹波町地域自立支援協議会 委員名簿

(敬称略)

		区分	氏名
1	○	京丹波町身体障害者福祉会 会長	一谷 静夫
2		京丹波町障害児者を守る会 会長	林 克美
3		京丹波町民生児童委員協議会 副会長	石田 美恵
4	◎	京丹波町社会福祉協議会 会長	波瀬 孝澄
5		京丹波町共同作業所 所長	山田 初美
6		丹波桜梅園 事務局長	中村 弘
7		NPO法人 スマイル	前田 稔
8		もみじヶ丘病院 地域連携室長	大槻 秀憲
9		京丹波町身体障害者相談員	山下 立男
10		京丹波町知的障害者相談員	山内 みや子
11		京都府こころの健康推進員	樹山 静代
12		なんたん障害者就業・生活支援センター センター長	小林 仁
13		障害者生活支援センターこひつじ 相談員	谷口 幸平
14		京都府立丹波支援学校 進路指導部長	沖 晃
15		京都府南丹保健所 福祉室長	山崎 正則

※◎印は会長、○印は副会長

〔任期〕 平成26年6月27日から3年間

3 計画策定経過

日 程	会議・調査活動など	内 容
平成 26 年 6 月 27 日	第 1 回 京丹波町地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の交付 ・ 平成 26 年度障害福祉サービス及び地域生活支援事業の実施状況について ・ 地域移行支援（相談支援）について ・ 困難ケースの対応について ・ 今後の障害者自立支援法について
10 月 1 日	第 2 回 京丹波町地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定業務委託事業者の決定について ・ 計画策定に係るアンケート調査（案）について ・ 今後のスケジュールについて
10 月 21 日 から 10 月 31 日	アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）利用者（合計 1,386 人）を対象に郵送によるアンケート調査
11 月 5 日 から 11 月 10 日	事業所・関係団体ヒアリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者へのヒアリング 丹波桜梅園・相談支援センターみずほ、京丹波町共同作業所、京丹波町社会福祉協議会、クローバー・サービス、長老苑、スマイル、和知のちから ・ 障害者団体へのヒアリング 京丹波町障害児者を守る会、身体障害者福祉会、視覚障害者協会
平成 26 年 11 月 28 日	第 3 回 京丹波町地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 期京丹波町障害福祉計画策定（骨子）について
平成 27 年 1 月 15 日	第 4 回 京丹波町地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 期京丹波町障害福祉計画策定（素案）について ・ パブリック・コメントの実施について
平成 27 年 1 月 26 日 から 2 月 6 日	計画素案に対する意見の募集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京丹波町ホームページにおいて計画素案を公開 ・ 京丹波町役場本庁、瑞穂支所、和知支所、京丹波町瑞穂保健福祉センター、京丹波町健康管理センターに閲覧場所を設置
平成 27 年 2 月 24 日	第 5 回 京丹波町地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリック・コメントの結果について ・ 第 4 期京丹波町障害福祉計画（最終案）について

第4期京丹波町障害福祉計画

平成27年3月発行

編集・発行 京丹波町保健福祉課

〒622-0311

京都府船井郡京丹波町和田田中6番地1

TEL 0771-86-1800

FAX 0771-86-1233

<http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/>